



K A G A W A
UNIVERSITY

平成19年度

地域開発共同研究センター
知的財産活用本部

活動報告書



国立大学法人香川大学

－産学官連携推進機構－

平成20年4月

はじめに

大学には高度専門教育による人材育成、研究推進による学術文化の醸成の他に、大学構成員が織りなす知的活動を社会に還元することが求められております。

本学の地域開発共同研究センターは平成12年4月に設置されて以来、地域の知の集積拠点として公的研究や企業との受託研究・共同研究の受入と実績、地域企業との技術交流会・企業見学会・技術セミナー・研究会の開催、企業等からの技術相談など、さまざまな産学官連携活動に寄与して参りました。

平成16年4月には知的財産活用本部を設置し、各種規定・規則の制定・改廃を重ねながら、限られた人的財政的基盤のもとで最大限のパフォーマンスが出せる体制で知的財産の創出・管理・活用を行って参りました。様々な事例の集積や経験を積んだことで本学独自の知的財産管理体制を構築することができたと考えています。

本報告書では、平成19年度における地域開発共同研究センターと知的財産活用本部の活動を中心にその取り組みや成果をとりまとめました。ご意見をいただければ幸甚です。

ところで、近年、大学の知をイノベーションに結びつけることが強く求められております。そのためには、研究シーズの発掘、そのシーズの技術動向を踏まえた研究推進、それにイノベーションが指向できる知的財産の活用が不可欠です。そこで、これらの活動を円滑に行うため、平成20年4月に地域開発共同研究センターと知的財産活用本部を統合し、社会連携・知的財産センターを設置しました。新しいセンターでは様々な経験・実績を持ったスタッフが一丸となって、研究シーズを速やかに社会に還元できるような活動を積極的に展開して参ります。

今後とも社会連携・知的財産センターの活動に対しまして、教職員の皆様をはじめ地域社会・産業界の皆様方の一層のご協力・ご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

産学官連携推進機構長

角 田 直 人

ご挨拶

今般、平成20年4月より発足した社会連携・知的財産センター長に就任いたしました。香川大学においては、産学官連携活動を含む社会貢献活動は、教育及び研究と並ぶ重要な使命と位置づけられております。そして、旧来の地域開発共同研究センターと知的財産活用本部が組織統合し、新しく社会連携・知的財産センターが創設されました。この目的は2つのセンターが並列に活動を展開し築いてきたものを効率良く総合的に推進し産学官連携活動のさらなる充実を図ろうとするものです。すなわち、社会との連携を基に地域に根ざした共同研究を推進し、その成果を知的財産として結実させるとともに、それらの知的財産を基に新たな展開、イノベーションを期するものです。

産学官連携推進機構の下で担当理事と直結し全学的な活動を円滑に展開してまいりたいと思っておりますので、当センターの活動に対しまして温かいご支援を頂きますようお願い申し上げます。

社会連携・知的財産センター長

土 居 俊 一

目次

地域開発共同研究センター（平成19年度）活動報告

1. 学内シーズと学外ニーズのマッチング推進について
 - (1) 技術相談・研究相談について…………… 1
 - (2) 学内研究シーズの発掘について…………… 2
 - (3) 企業訪問による企業ニーズの調査について…………… 3
 - (4) 企業見学会（シーズ発表を伴う）の開催について…………… 4

2. 学術情報の学外提供について
 - (1) 講演会・セミナーの開催について…………… 5
 - (2) 各種メディア（センターニュース、ホームページなど）
による広報活動について… 5
 - (3) 展示会出展の支援について…………… 6
 - (4) 技術交流グループ研究活動の支援について…………… 7

3. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進について
競争的資金（産学官連携関連）公募説明会の開催について…………… 11

4. 地域開発共同研究センターの組織について
 - (1) 地域開発共同研究センタースタッフ…………… 12
 - (2) 地域開発共同研究センター協力教員…………… 12

5. 共同研究・受託研究費等の受入状況について
 - (1) 共同研究費の受入状況について…………… 13
 - (2) 受託研究費の受入状況について…………… 13
 - (3) 部局別共同研究費の受入状況について…………… 14
 - (4) 部局別受託研究費の受入状況について…………… 14

知的財産活用本部（平成19年度）活動報告

1. 活動実績について
 - (1) 発明件数、特許等出願件数について…………… 15
 - (2) 会議・委員会の開催状況について…………… 16
 - (3) 特許出願等の経費について…………… 17
 - (4) ライセンス契約、収入について…………… 18
 - (5) セミナー・展示会等の取組み状況について…………… 19
 - (6) 学術・教育活動について…………… 22
 - (7) 知的財産・技術移転関連の各種会議等への参加状況について…………… 23

2. 香川大学の単独所有特許等について	
(1) 香川大学単独所有の公開特許	24
(2) 香川大学所有の登録特許	26
(3) 香川大学所有の登録商標	26
(4) 香川大学単独所有の出願公表品種	26
(5) 香川大学所有の登録品種	26
3. 知的財産活用本部の組織について	
(1) 知的財産活用本部スタッフ	27
(2) 知的財産帰属決定会議委員 (旧 運営委員会委員)	27
(3) 知的財産評価専門委員会委員	28
(4) 知的財産活用本部協力教員	28
4. その他	
(1) 発明届出から権利帰属までのフロー	29
(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと	30
(3) 知的財産についてのQ & A	31
(4) MTA (Material Transfer Agreement) について	32
(5) 香川大学の主な知的財産活動データ	33

参 考 資 料 (平成 20 年 4 年 1 日現在)

(1) 産学官連携推進機構組織図	34
(2) 産学官連携推進機構規則	35
(3) 産学官連携推進機構会議規程	37
(4) 社会連携・知的財産センター規程	39
(5) 社会連携・知的財産センター会議規程	42
(6) 社会連携・知的財産センター利用細則	44
(7) 知的財産帰属決定会議規程	51
(8) 知的財産評価専門委員会規程	53
(9) 知的財産評価に関する取扱要領	54
(10) 職務発明規程	55
(11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則	60
(12) 研究成果有体物管理規程	62

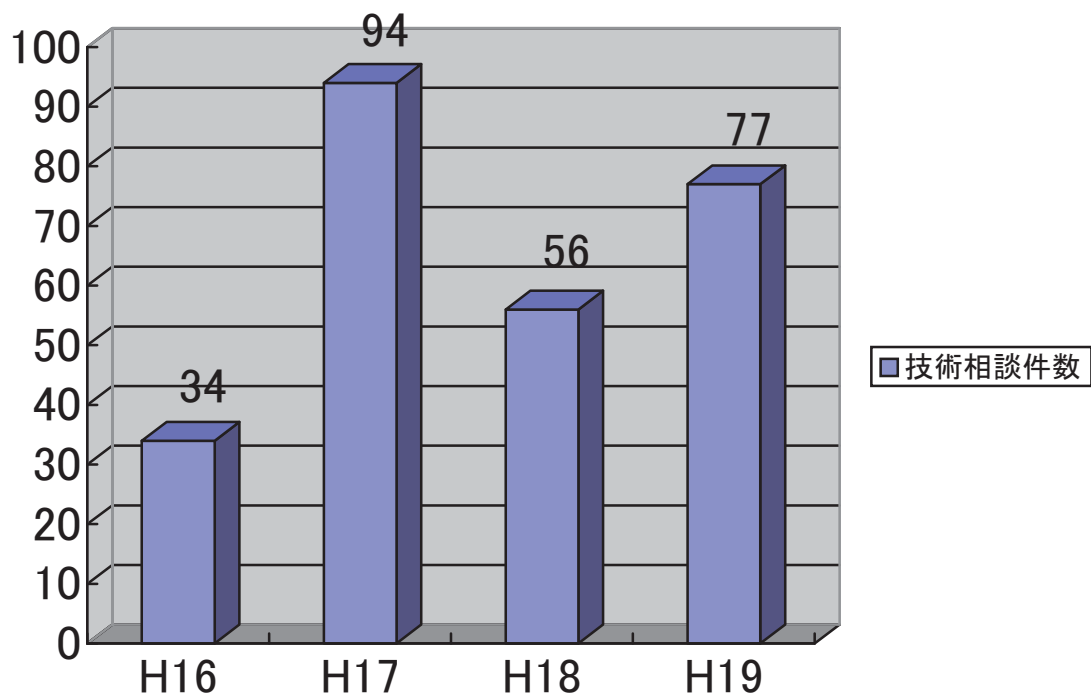
平成19年度

地域開発共同研究センター活動報告

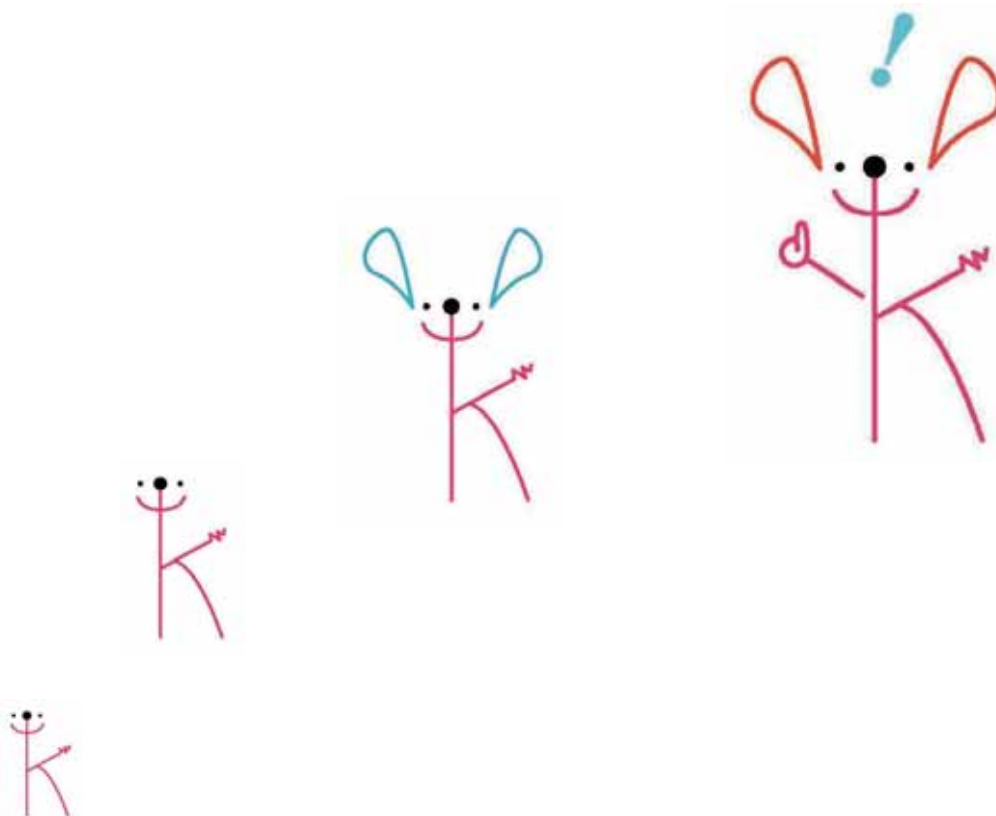
1. 学内研究シーズと学外ニーズのマッチング推進について

(1) 技術相談・研究相談について

技術相談・マッチング実績



※ 平成19年度の技術相談・マッチングによる共同研究は11件。



(2) 学内研究シーズの発掘について

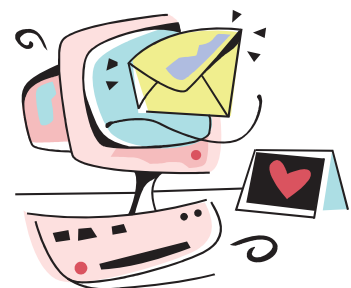
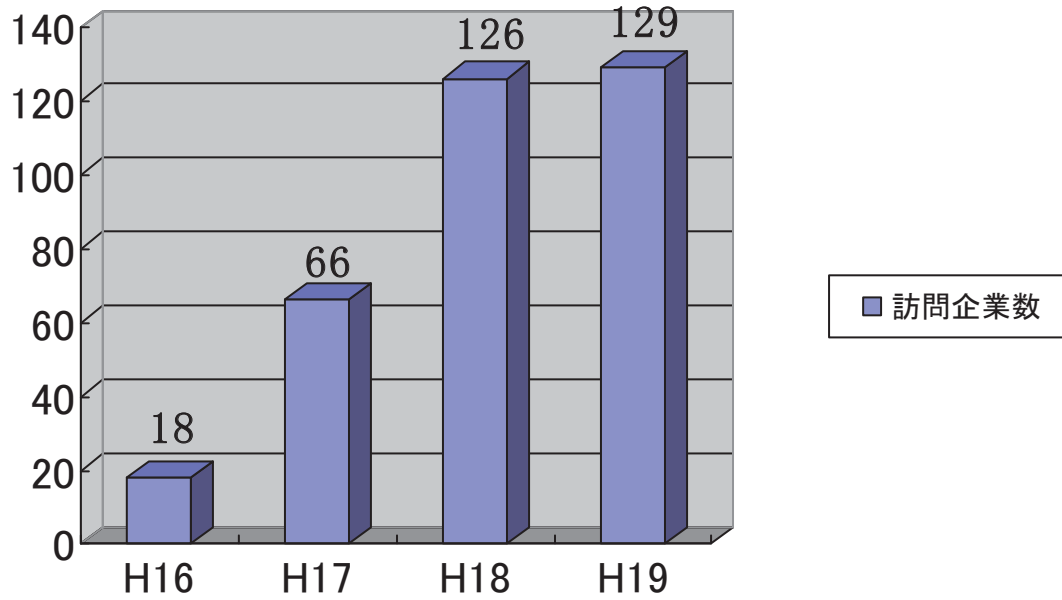
研究シーズ収集実績（平成19年4月～平成20年3月分）

部 局 等	件数
教育学部	1件
医学部 (附属病院を含む)	3件
工学部	19件
農学部	7件
合 計	30件



(3) 企業訪問による企業ニーズの調査について

企業訪問実績



(4) 企業見学会(シーズ発表を伴う)の開催について

<企業見学会>

実施回数	実施日
第1回	4月28日
第2回	5月31日
第3回	6月19日
第4回	7月25日
第5回	7月30日
第6回	7月30日
第7回	8月 3日
第8回	9月 4日
第9回	9月 5日
第10回	9月 7日
第11回	9月15日
第12回	9月18日
第13回	9月20日
第14回	9月21日
第15回	9月25日
第16回	10月27日
第17回	10月30日
第18回	11月20日
第19回	11月21日
第20回	12月20日
第21回	12月26日
第22回	1月20日



2. 学術情報の学外提供について

(1) 講演会・セミナーの開催について

地域開発共同研究センターセミナー

	開催日 (開催場所)	講演題目	講師	所属	参加者数
第1回	平成19年10月30日 (事務局第1会議室)	外部研究資金の獲得策について	塩満 典子	国立大学法人 お茶の水女子大学	34人
第2回	平成20年1月16日 (地共センターセミナー室)	医療診断用PETシステム ～開発から普及まで～	藤居 一男	元・住友重機械工業㈱ 設計部長	21人
第3回	平成20年1月22日 (農学部大会議室)	企業に於ける研究開発	宇多川 隆	味の素㈱ 発酵技術研究所	8人
第4回	平成20年1月29日 (農学部教室)	糖鎖蛍光標識法で見出したもの	長谷 純宏	地域開発共同研究センター 客員教授	44人

<地域開発共同研究センターセミナーの様子>



(2) 各種メディア(センターニュース、ホームページなど)による広報活動について センターニュースの発行 1回

(3) 展示会出展の支援について

「第6回産学官連携推進会議」(於:国立京都国際会館)

主催: 内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省等

日時: 平成19年6月16日(土)~17日(日)

「第1回たかまつしんきんビジネスマッチングフェア2007」(於:サンメッセ香川・大展示場)

主催: 高松信用金庫

日時: 平成19年7月5日(木)

「第1回おいでまいビジネスマッチングフェア」(於:全日空ホテルクレメント高松)

主催: 高松商工会議所

日時: 平成19年7月23日(月)

「イノベーション・ジャパン2007-大学見本市」(於:東京国際フォーラム)

主催: (独)科学技術振興機構(JST)、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等

日時: 平成19年9月12日(水)~14日(金)

「第2回四国食品健康フォーラム」(於:サンメッセ香川・サンメッセホール)

主催: (財)四国産業・技術振興センター、(財)バイオインダストリー協会等

日時: 平成19年11月21日(水)

「中国四国地域アグリビジネス創出フェア」(於:岡山コンベンションセンター)

主催: 農林水産省中四国農政局

日時: 平成19年12月13日(木)

「JSTイノベーションブリッジ「四国地区四大学 研究発表会」(於:秋葉原コンベンションホール)

主催: 四国4大学、JST

日時: 平成19年12月14日(金)

「四国異業種交流・産学官連携フォーラムin愛媛」(於:リーガロイヤルホテル新居浜)

主催: (独)中小企業基盤整備機構四国支部、(財)四国産業・技術振興センター

日時: 平成20年1月25日(金)

「平成19年度国土交通先端技術フォーラム」(於:サンポートホール高松)

主催: 国土交通省および香川大学の共催

日時: 平成20年2月18日(月)

<展示会の様子>



(4) 技術交流グループ研究活動の支援について

技術交流グループ一覧

No.	グループ名	内容説明
1	先端加工 技術交流グループ	ものづくりの根底をなす加工技術について、切削・研削・研磨や塑性加工等を含む新しい加工法、先端的な加工法に関する調査・研究グループ
2	設計支援シミュレーション 技術交流グループ	主に設計実務に携わる技術者が、広くシミュレーション技術とビジュアルイゼーション技術を活用することをサポートする。そのために分科会形式で個別テーマについての討論会、研究会を行う。
3	先端ソフトウェア 技術交流グループ	ITやネットワークを支えるソフトウェア技術、また質の高い計測や認識のため人工知能やアルゴリズムなど先端的ソフトウェア技術の研究を行う。
4	光学計測技術交流 グループ	レーザ等を用いた光学計測技術を中心として、超音波や電波を用いた波動計測技術機関技術とし、その情報処理技術を含めた検査計測研究グループ
5	柔軟物ハンドリング 技術交流グループ	柔軟物のハンドリングや精密・精巧な組み立てなど、スキルが要求されるハンドリング・組立技術の合理化、自動化の実現を目的とした技術交流を行うグループ
6	マイクロマシーン 技術交流グループ	マイクロファブ리케이션技術を用いて実現可能なセンシングデバイスやマイクロ・ナノ光デバイスに関する調査・研究グループ
7	プロジェクトマネジメント (PM)技術交流グループ	企業内のプロジェクトの進め方を整理し、進捗を明確化することにより、企業活性化を図るプロジェクトマネジメント(PM)の研究。また、制約理論の応用により、中小企業における中規模生産のためのシステム研究グループ
8	コンクリート構造物の耐久性 評価技術交流グループ	コンクリート構造物の劣化が社会問題となっている。コンクリート構造物を対象に①診断技術、②塩害・中性化・アルカリ骨材反応・凍害等の劣化予測、③補修技術、④ライフサイクルコストを考慮した補修計画等を勉強し、新しい技術を生み出す研究交流グループ

9	不動産業IT戦略 技術交流グループ	不動産業は、情報産業であり、ITに対する期待は大きい。物件情報をいかに流通させるかが課題となる。不動産業におけるインターネットなどによるビジネスモデルの研究交流グループ
10	感性工学応用 技術交流グループ	”感性工学”とは、人間の感性を分析してそれを製品づくりに取り込むことにより、人に喜びと満足をもたらす技術です。日本で生まれた技術で、世界的にも注目を集めています。感性工学の応用技術を学び、新しい感性製品開発を目指す技術交流グループ
11	オープンシステム 技術交流グループ	ネットワーク監視、サーバー設定、システム構築を中心にオープンなネットワークシステムの研究を行う技術交流グループ
12	海域環境保全 技術交流グループ	各種開発に伴う海域(特に、瀬戸内海のような閉鎖性海域)の環境変化について、リアルタイムでのモニタリング技術、データ解析および定量的環境影響評価システムを開発し、今後の海域開発のあり方について検討する技術交流グループ
13	建設・監視機器開発 技術交流グループ	建設施工の現場等より上がってくる建設機械や監視機器の開発や改良や開発に関するニーズに対して、その実現性や開発のメリット、効果について産・学・官の専門技術者が集い、自由な討議を行う技術交流グループ
14	高性能石詰かご普及 技術交流グループ	このグループは、香川大学工学部、野田教授の研究テーマ「多自然型じやかごの力学特性の解明と高耐震性能化技術の開発」(NEDO助成事業)を社会基盤整備事業の一環として普及実用化を目指すに当たり、産・学・官が共に連携してその手段・方法を研究する目的で結成されたものである。
15	ヒューマンインターフェース 技術交流グループ	人間の五感を通じた自然な意志・意向の伝達が可能なヒューマンインターフェース(HI)技術に関して、その実現性や開発のメリット、効果について、産・官・学の専門技術者が集い自由な討議を行う



技術交流グループ開催状況

開催日	グループ名	出席者
4月27日	PM技術交流グループ研究会	28名
5月17日	コンクリート構造物の耐久性評価 技術交流グループ研究会	14名
5月29日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	8名
6月12日	平成19年度 技術交流協力会総会 および講演会	35名
6月19日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	11名
7月13日	PM技術交流グループ研究会	35名
7月20日	コンクリート構造物の耐久性評価 技術交流グループ研究会	20名
7月27日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	11名
8月3日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	9名
8月20日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	13名
9月20日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	9名
11月2日	PM技術交流グループ研究会	30名
11月7日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	9名
12月3日	ヒューマンインターフェース技術交流グループ研究会	31名
12月5日	海域環境保全技術交流グループ研究会	13名
12月6日	コンクリート構造物の耐久性評価 技術交流グループ研究会	20名

12月14日	PM技術交流グループ研究会	35 名
12月25日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	8 名
2月16日	感性工学応用技術交流グループ研究会	35 名
2月29日	PM技術交流グループ研究会	40 名
3月5日	光学計測技術交流グループ研究会	19 名
3月11日	マイクロマシーン技術交流グループ研究会	34 名
3月13日	高性能石詰かご普及技術交流グループ研究会	9 名
	平成19年度 研究会総参加者数	476 名



3. 外部資金獲得支援による産学官連携研究の推進について

競争的資金(産学官連携関連)公募説明会の開催について

地域開発共同研究センター開催 競争的資金説明会

開催内容	開催日 (開催場所)	参加機関
産学共同シーズイノベーション化事業 及びJST支援事業説明会	平成19年7月10日 (地共セミナー室)	JSTサテライト徳島
戦略的情報通信研究開発推進制度(S COPE)公募説明会	平成19年9月28日 (地共セミナー室)	四国総合通信局
地域イノベーション創出総合支援事業 育成研究公募説明会(工学部)	平成19年10月2日 (地共セミナー室)	JSTサテライト徳島
地域イノベーション創出総合支援事業 シーズ発掘試験公募説明会(工学部)	平成20年1月17日 (工学部教室)	JSTサテライト徳島
地域イノベーション創出総合支援事業 シーズ発掘試験公募説明会(農学部)	平成20年1月17日 (農学部大会議室)	JSTサテライト徳島
地域イノベーション創出総合支援事業 シーズ発掘試験公募説明会(医学部)	平成20年1月17日 (医学部会議室)	JSTサテライト徳島
コラボキャラバン2007 (競争的資金制度説明会・農学部)	平成20年3月18日 (農学部大会議室)	四国経済産業局、中国四国農政局等
コラボキャラバン2007 (競争的資金制度説明会・工学部)	平成20年3月18日 (地共セミナー室)	四国経済産業局、JSTサテライト徳島等



4. 地域開発共同研究センターの組織について

(1) 地域開発共同研究センタースタッフ

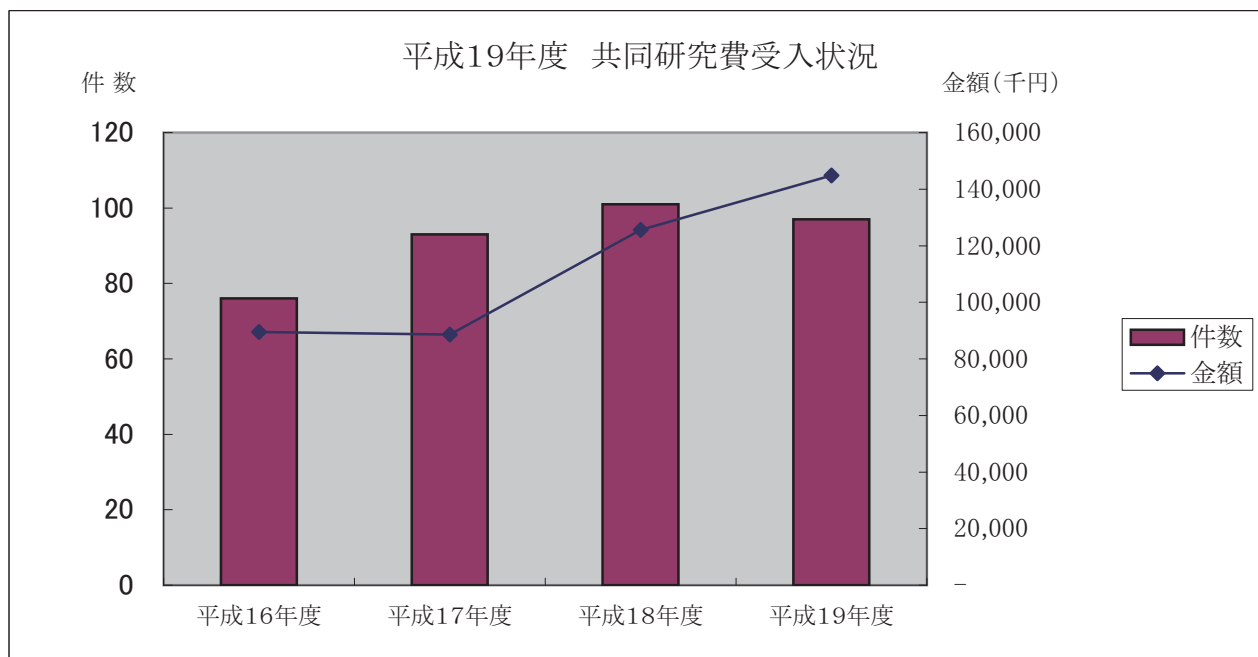
職 名	氏 名	備 考
センター長	角 田 直 人	理事(連携・評価担当)
副センター長	土 居 俊 一	工学部教授
センター専任教授	武 藤 英 一	
産学連携コーディネーター	倉増 敬三郎	文部科学省産学官連携コーディネーター 客員教授
産学連携コーディネーター	福 井 次 郎	客員教授
産学連携コーディネーター	資 延 隆	客員教授
産学連携コーディネーター	榊 原 正 吾	客員教授
事務補佐員	大 西 敦 子	
香川大学技術交流協会	上 島 美 香	

(2) 地域開発共同研究センター協力教員

職 名	氏 名	備 考
准教授	高木 由美子	教育学部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
教授	浪 花 健 三	法 学 部 (任期:H18.9.11~H20.3.31)
准教授	山田 仁一郎	経済学部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
准教授	飴 野 清	医 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
准教授	三 木 崇 範	医 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
教授	生 越 重 章	工 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
助教	林 純一郎	工 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
准教授	須 崎 嘉 文	工 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
教授	松 島 学	工 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
教授	柳 智 博	農 学 部 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
教授	板 倉 宏 昭	地域マネジメント研究科 (任期:H18.9.11~H20.8.31)
准教授	鹿子嶋 仁	連合法務研究科 (任期:H18.9.11~H20.8.31)

5. 共同研究・受託研究費等の受入状況について

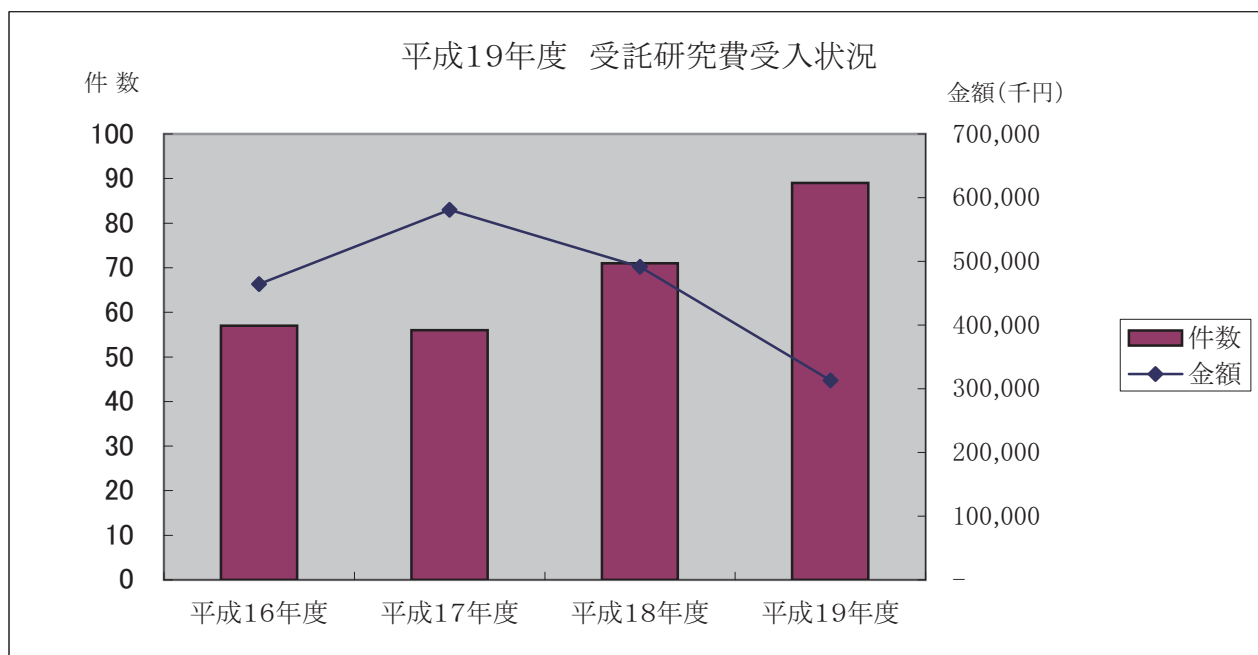
(1) 共同研究費の受入状況について



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受入数	76	93	101	97
金額(単位:千円)	89,500	88,655	125,595	144,845

※平成19年度地共センターが関与した件数(11件)

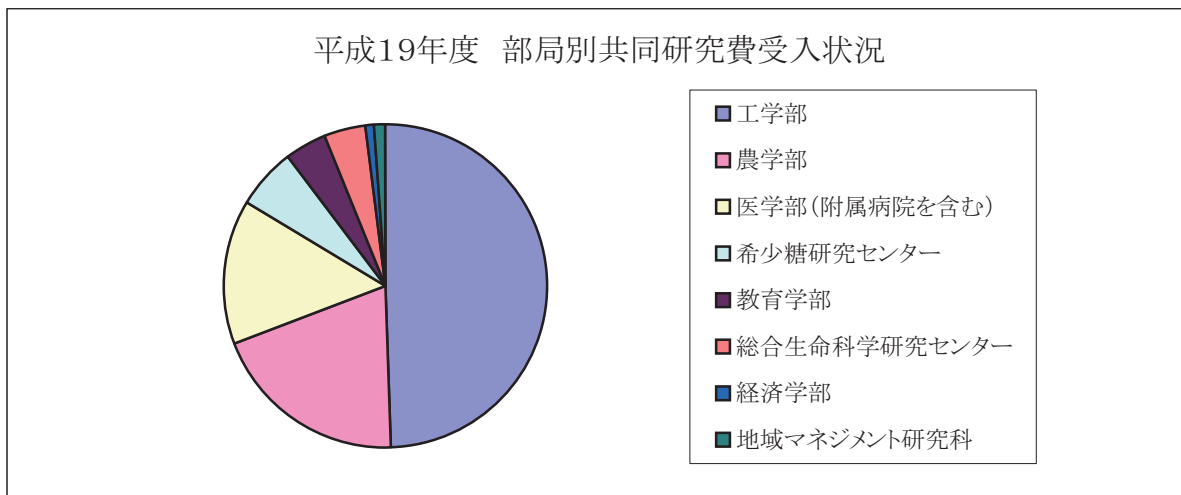
(2) 受託研究費の受入状況について



	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
受入数	57	56	71	89
金額(単位:千円)	464,200	580,958	491,323	313,119

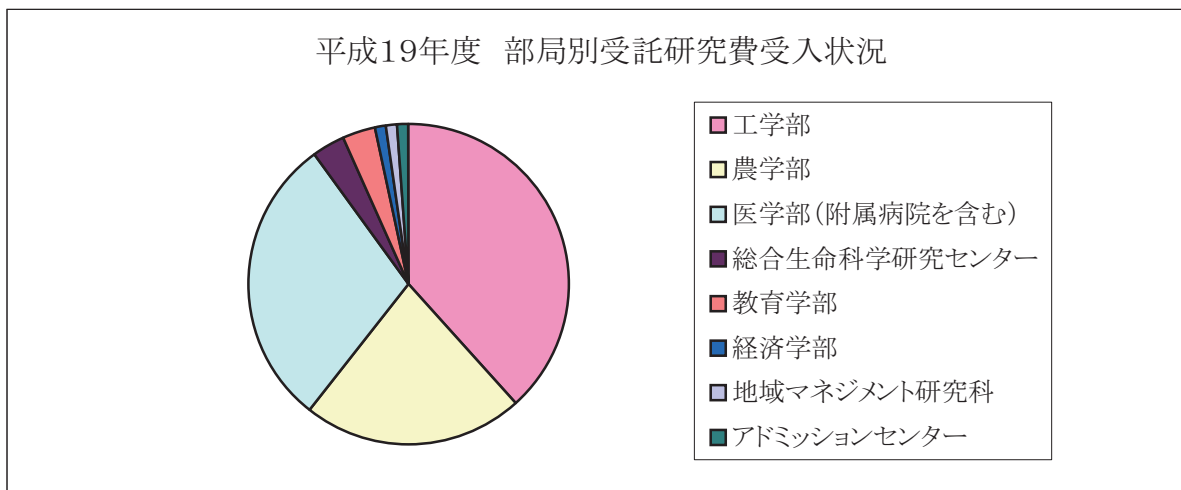
※平成19年度地共センターが関与した件数(29件)

(3) 部局別共同研究費の受入状況について



学部等	件数
工学部	48
農学部	19
医学部(附属病院を含む)	14
希少糖研究センター	6
教育学部	4
総合生命科学研究センター	4
経済学部	1
地域マネジメント研究科	1
計	97

(4) 部局別受託研究費の受入状況について



学部等	件数
工学部	35
農学部	20
医学部(附属病院を含む)	27
総合生命科学研究センター	3
教育学部	3
経済学部	1
地域マネジメント研究科	1
アドミッションセンター	1
計	91

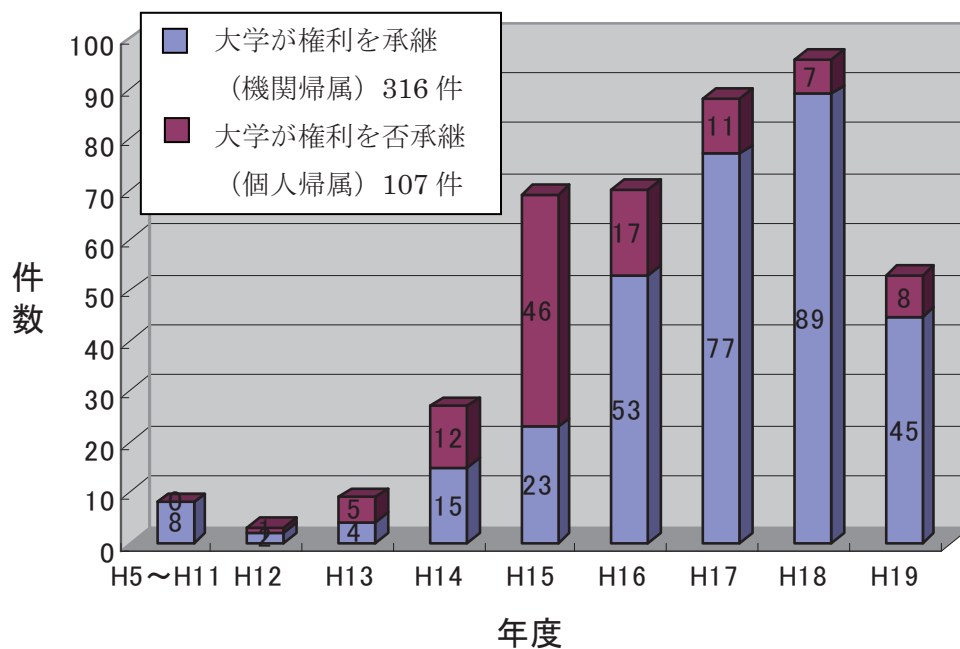
平成19年度

知的財産活用本部活動報告

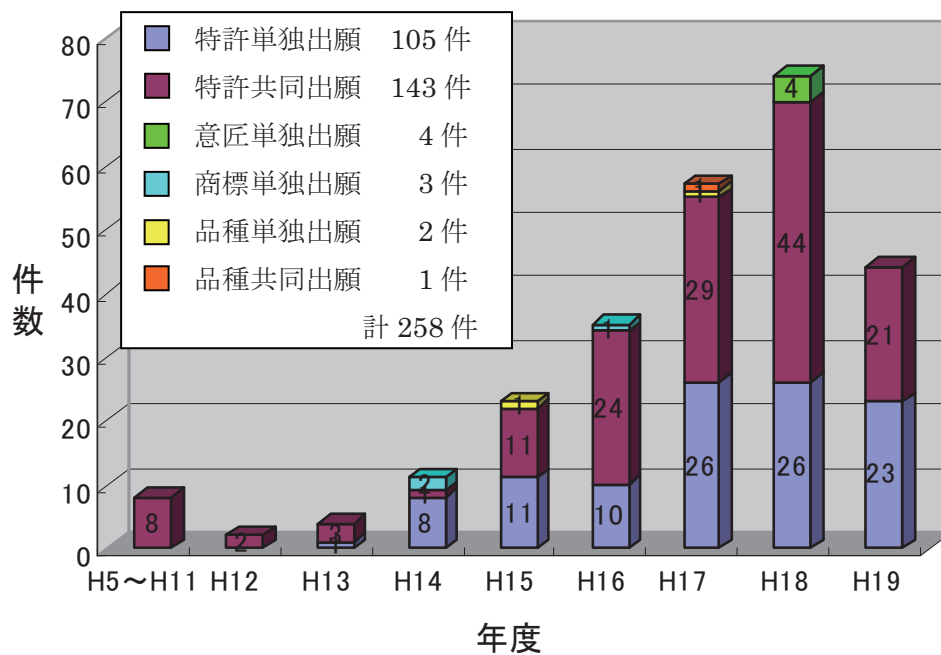
1. 活動実績について

(1) 発明件数、特許等出願件数について

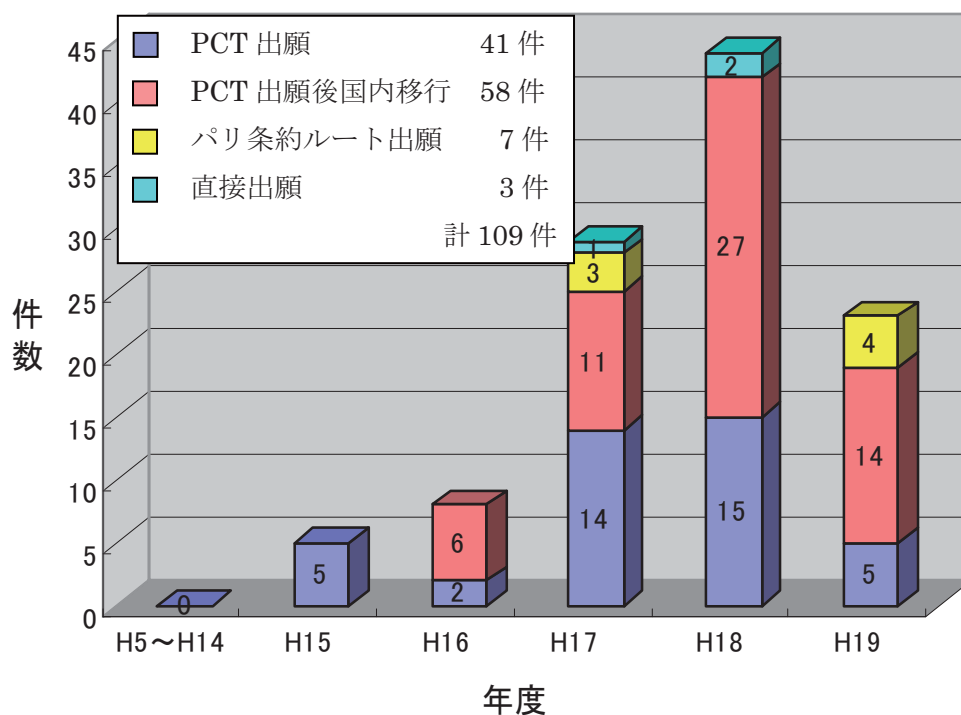
a. 発明届出件数の年度別推移



b. 国内特許等出願件数の年度別推移



c. 外国特許等出願件数の年度別推移



※PCT 出願後国内移行は、日本国移行を含む

※直接出願は、米国仮出願を含む

(2) 会議・委員会の開催状況について

a. 知的財産評価専門委員会の開催状況

回数	開催日	議案(件)	報告(件)	備考
第69	平成21年4月3日	2	12	
第70	平成19年4月20日	7	6	
第71	平成19年5月18日	5	3	
第72	平成19年6月4日	3	7	
第73	平成19年6月18日	8	2	
第74	平成19年7月9日	5	5	
第75	平成19年7月19日	1	0	
第76	平成19年8月1日	9	3	
第77	平成19年8月29日	1	0	メール審議
第78	平成19年9月11日	6	10	
第79	平成19年10月24日	4	11	
第80	平成19年11月13日	5	7	
第81	平成19年12月4日	4	11	
第82	平成19年12月19日	5	2	
第83	平成20年1月11日	6	10	
第84	平成20年2月8日	3	11	
第85	平成20年3月4日	5	7	

b. 知的財産帰属決定会議の開催状況

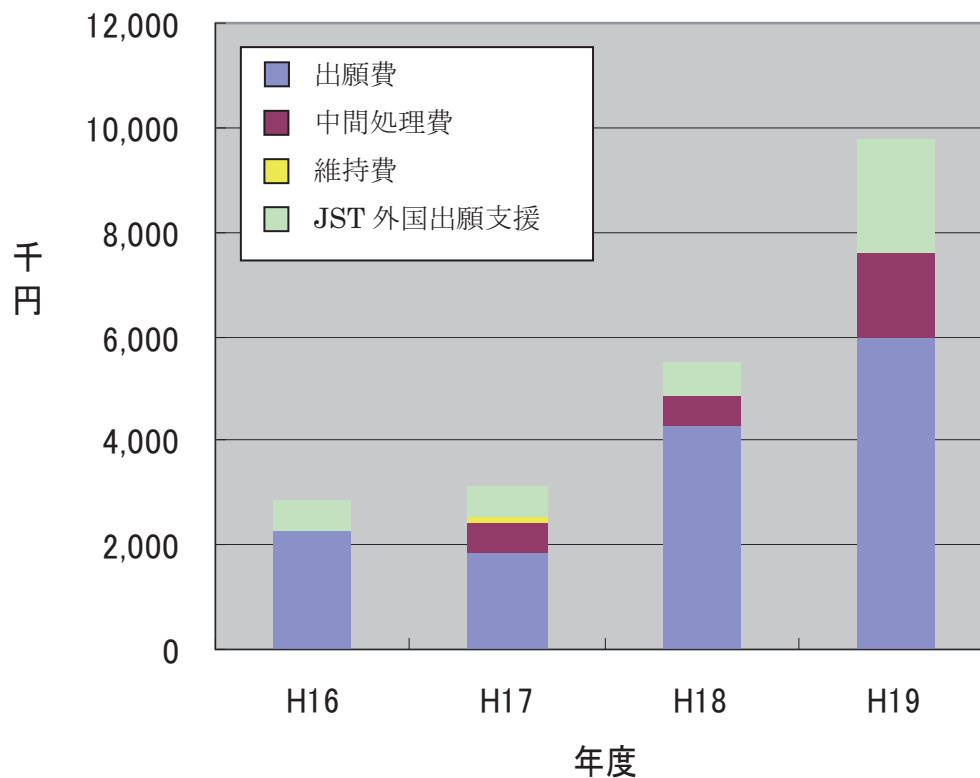
回数	開催日	帰属決定(件)	処理報告(件)	備考
第1	平成19年9月19日	29	27	
第2	平成20年2月7日	16	8	

c. 知的財産活用本部協力教員会議の開催状況

回数	開催日	備考
第1	平成19年4月4日	
第2	平成19年8月2日	
第3	平成19年12月6日	

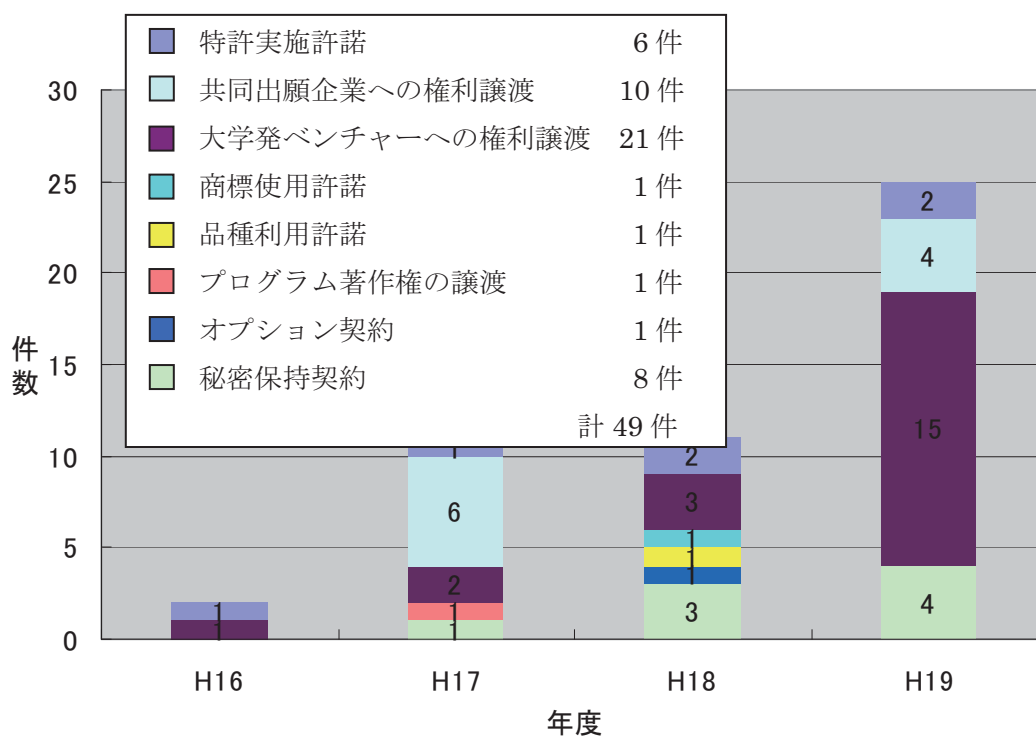
(3) 特許出願等の経費について

a. 特許出願等の経費の年度別推移

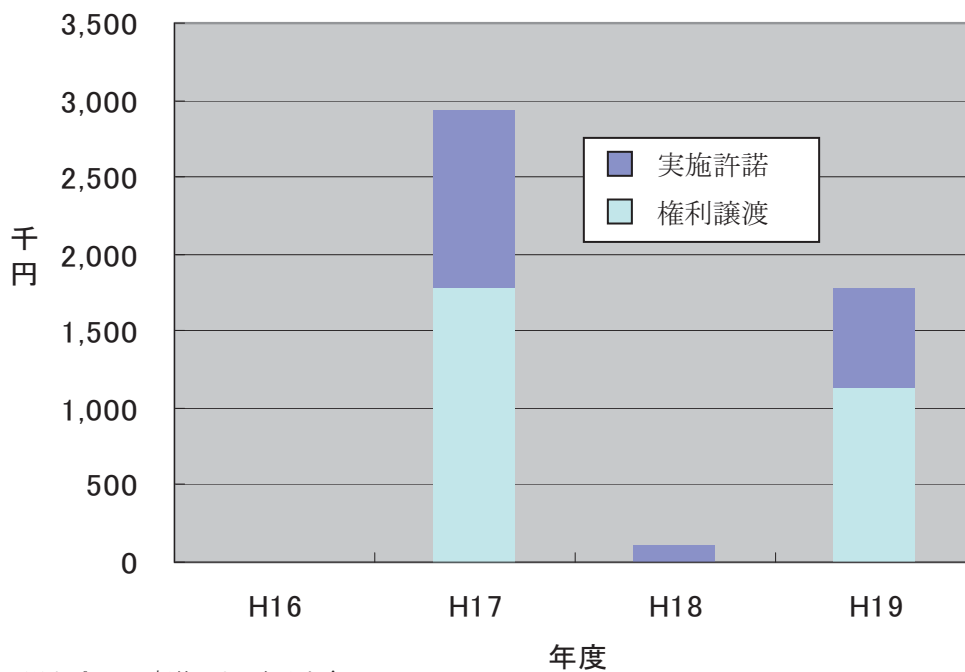


(4) ライセンス契約・収入について

a. 実施許諾契約等の年度別推移



b. 知的財産収入の年度別推移



※オプション契約による収入を含む

(5) セミナー・展示会等の取組み状況について

a. 知的財産セミナーの実施状況

回数	題目・講師	日時・場所	参加人数	備考
第1回	「医療分野における特許出願と活用事例」 辻丸 光一郎 (辻丸国際特許事務所、弁理士)	平成19年10月26日 (金) 医学部基礎臨床研究棟4階 A会議室	20名	※四国地域知的財産戦略本部事業「大学等研究者対象セミナー」
第2回	「医療・介護分野における特許出願と活用事例」 辻丸 光一郎 (辻丸国際特許事務所、弁理士)	平成19年11月15日 (木) 医学部管理棟5階 中会議室	20名	※四国地域知的財産戦略本部事業「大学等研究者対象セミナー」
第3回	「地域ブランドと知的財産について」 生越 由美 (東京理科大学専門職大学院 教授)	平成19年11月21日 (水) 香川大学研究交流棟5階(幸町キャンパス)	30名	※四国地域知的財産戦略本部事業「大学等研究者対象セミナー」
第4回	①「地域企業と大学との産学連携推進のために ー産業クラスター形成から知的財産戦略までー」 大竹 尚登(名古屋大学 准教授) ②「産学連携の取り組みと特許戦略」 松江 登久 (株式会社トッケン 営業部長) ③「産学官のフェロシップより世界へ」 藤崎 稔 (藤崎電機株式会社 代表取締役社長)	平成19年12月14日 (金) 香川大学研究交流棟5階(幸町キャンパス)	87名	※四国地域知的財産戦略本部事業「大学知的財産戦略セミナー」 in香川
第5回	「知っておきたい特許の話 ～文系向けの知的財産の基礎～」 佐田 洋一郎 (山口大学知的財産本部本部長)	平成19年12月19日 (水) 香川大学研究交流棟6階第一講義室 (幸町キャンパス)	35名	※四国地域知的財産戦略本部事業「大学・専門学生向け知的財産セミナー」
第6回	「特許微生物寄託制度 無料出前説明会」 小松 康彦、吉田 和子 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 特許微生物寄託センター)	平成20年1月25日(金) 香川産業頭脳化センタービル2階 一般研修室(高松市林町)	15名	※特許微生物寄託センター「微生物寄託制度セミナー」

b. 対話型特許調査事業によるセミナーの実施状況

回数	実施日時	対象研究室	実施内容
1	平成19年11月21日	農学部 大久保研究室	(1)「遺伝子特許」に関するレクチャー (2)技術動向調査 (3)個別相談・意見交換
2	平成19年12月12日	工学部 大上研究室	(1)先行技術調査 (2)アイデアの出願に向けた対策 (3)個別相談・意見交換
3	平成19年10月10日	工学部 土居研究室	(1)先行技術動向 (2)「システム空間技術」に係るレクチャー (3)個別相談・意見交換

注) 主催：四国経済産業局

実施：株式会社カネカテクノロジー

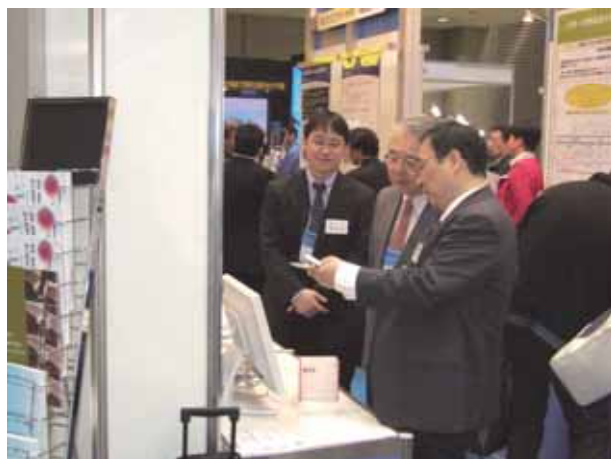
詳細：「平成19年度四国地域における対話型特許調査事業報告書」（四国経済産業局）



c. 展示会・イベントへの出展状況

展示会・イベント名	開催場所	日 時	出展内容 ※発明者複数の場合は代表者名のみ記載
国際バイオEXPO &国際バイオ フォーラム 注)	東京ビッグ サイト	H19.6.20-22	1) 遺伝子操作による塊茎形成・開花時期制 御と青色光バイオスイッチ (総合生命科学実験センター 清末先生) 2) CaMキナーゼホスファターゼの特異的阻 害剤 (農学部 末吉先生)
イノベーションジャ パン2007	東京国際 フォーラム	H19.9.12-14	1) 微小振動子を利用した触覚ディスプレイ超 小型振動アクチュエータと省電力触覚呈示デ バイス (工学部 澤田先生) 2) 香川大学知的財産活用本部の紹介 (知的財産活用本部)
JETRO BIOLINK FORUM2007 注)	パシフィコ 横浜	H19.9.19-21	1) Genetic Modification for Late Flowering (総合生命科学実験センター 清末先生)
ナノバイオ Expo2008 注)	東京ビッグ サイト	H20.2.13-15	1) 100%Fill-Factor球面マイクロレンズアレイ の開発 (工学部 高本先生) 2) 層状ナノ粒子膜製造技術の開発 (工学部 小川先生) 3) 新しい高アスペクト比、平滑なシリコン角 柱製造法の開発 (工学部 大平先生)

注) 出展主体：株式会社テクノネットワーク四国（四国 TLO）



(6) 学術・教育活動について

a. 学会発表・講演状況

会議・研修会名	開催場所	日時	備考
産学連携学会 第5回大会	「伝国の社」置賜 文化ホール(米 沢市)	平成19年6月28日 -29日	※発表題目等 「実施を伴う技術移転につ いて」 泉谷啓之、李鎔璟、笹嶋孝司
産学連携学会 第5回大会	「伝国の社」置賜 文化ホール(米 沢市)	平成19年6月28日 -29日	※発表題目等 「移転登録と減免措置につ いて」 李鎔璟、笹嶋孝司、泉谷啓之
平成19年度四国地区 「第2回大学知的財産 戦略研修会」	徳島大学	平成19年10月5日	※発表題目等 「知的財産に関する取組み ～医療・バイオ分野～」 李鎔璟

b. 学生対象セミナー(注)

回	題目・講師	日時・場所	参加 人数	備考
第1回	「知っておきたい特許の話 ～ 文系向けの知的財産の基礎」 佐田 洋一郎(山口大学知的 財産本部本部長)	平成19年12月19日 (水) 香川大学研究交流棟6 階第一講義室(幸町 キャンパス)	35名	※四国地域知的財 産戦略本部事業 「大学・専門学生向 け知的財産セミ ナー」

※第5回香川大学知的財産セミナーに該当((5) a 参照)

c. 講義

コマ数	開設学部・科目・内容	場所・日時	対象	備考
2	工学部「技術開発管理」 第6週目 特許調査① 第7週目 特許調査②	工学部キャンパス 平成19年5月21日(月) 平成19年6月11日(月)	学部 4年生	



(7) 知的財産・技術移転関連の各種会議等への参加状況について

会議・セミナー名	開催場所	日時	主催者
大学知的財産本部との意見交換会	メルパルク大阪	平成19年5月17日	独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
第6回産学官連携推進会議	国立京都国際会館	平成19年6月16日－17日	内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議
四国5大学産学連携実務担当者懇話会(第3回目)	四国経済産業局	平成19年8月23日	四国経済産業局
UNITT2007第4回産学連携実務者ネットワーキング	早稲田大学	平成19年9月7日－8日	有限責任中間法人大学技術移転協議会
平成19年度四国地区「第2回大学知的財産戦略研修会」	徳島大学	平成19年10月5日	文部科学省、国立大学法人徳島大学
ライフサイエンス分野における特許審査セミナー	神戸大学	平成19年11月9日	特許庁、近畿経済産業局
2007年度産学連携コーディネータ育成研修プログラム「地域知財戦略支援人材育成研修」	東京大学	平成19年度11月22日、平成20年度1月18日	財団法人日本立地センター
平成19年度四国地域知的財産戦略本部事業 対話型特許調査・特別公開講座	高知工科大学	平成20年1月21日	四国経済産業局
中国地域第2回大学知的財産戦略研修会	広島ガーデンパレス	平成20年1月25日	文部科学省、国立大学法人広島大学
国際特許流通セミナー2008	ホテル日航東京	平成20年1月28日－29日	独立行政法人工業所有権情報・研修館
平成19年度医学系機関における意見交換会	ホテルモントレ半蔵門	平成20年2月15日	文部科学省、東京医科歯科大学
平成19年度文部科学省地域連携ネットワーク事業「新たに知財に取り組む機関・担当者のための知財フォーラムin山口」	山口グランドホテル	平成20年3月7日	文部科学省、国立大学法人山口大学

2. 香川大学の単独所有特許等について（国内）

(1) 香川大学単独所有の公開特許（国内）注

整理番号	公開特許公報番号	公開日	発明の名称
279	特開2008-55088	H20.3.13	外用剤塗布器具
287	特開2008-48685	H20.3.6	食品または医薬品の芳香を改善すす方法
259	特開2008-46086	H20.2.28	透水試験機および透水試験方法
271	特開2008-15167	H20.1.24	撥水撥油防汚性光反射板とその製造方法及びそれを用いたトンネル、道路標識、表示板、乗り物、建物
270	特開2008-13651	H20.1.24	光反射塗料とそれを用いた光反射塗膜
263	特開2008-7365	H20.1.17	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
264	特開2008-7363	H20.1.17	撥水撥油防汚性ガラス板及びその製造方法並びにそれを用いた輸送機器、建造物及び光学機器
265	特開2007-333291	H19.12.19	太陽エネルギー利用装置とその製造方法
359	特開2007-292740	H19.11.8	マイクロフロー型バイオセンサおよび希少糖の検出または定量への使用
199-2	特開2007-290406	H19.11.8	単層微粒子膜と累積微粒子膜およびそれらの製造方法
230	特開2007-282505	H19.11.1	光制御分子スイッチおよびその使用方法
239	特開2007-201345	H19.8.9	窒素ラジカル変調制御法による窒素含有化合物半導体多層積層体の製造方法
202	特開2007-161913	H19.6.28	接着方法とそれを用いたバイオケミカルチップと光学部品
198	特開2007-161912	H19.6.28	接着方法とそれを用いて製作したバイオケミカルチップと光学部品
214	特開2007-161749	H19.6.28	ハターン状の蛍光体微粒子膜およびその製造方法
204	特開2007-161748	H19.6.28	蛍光体微粒子とその製造方法及びそれらを用いた蛍光体被膜
205	特開2007-160519	H19.6.28	単層蛍光体微粒子膜と蛍光体微粒子膜積層体およびそれらの製造方法とそれらを用いた表示装置と感光体とセンサー
201	特開2007-129079	H19.5.24	磁性微粒子とその製造方法およびそれらを用いた磁石とその製造方法
200	特開2007-128607	H19.5.24	磁気記録媒体とその製造方法及びそれらを用いた磁気記録読取装置
212	特開2007-128606	H19.5.24	磁気記録媒体とその製造方法およびそれらを用いた磁気記録読み取り装置
219	特開2007-128605	H19.5.24	磁気記録媒体とその製造方法及びそれらを用いた磁気記録読取装置
210	特開2007-127847	H19.5.24	反射防止膜とその製造方法及びそれらを用いた光学機器
197	特開2007-126332	H19.5.24	撥水性ガラス板とその製造方法及びそれらを用いた乗り物またはガラス窓

218	特開2007-119545	H19.5.17	微粒子膜とその製造方法
199	特開2007-118276	H19.5.17	単層微粒子膜と累積微粒子膜およびそれらの製造方法
196	特開2007-117828	H19.5.17	微粒子とその製造方法
213	特開2007-117827	H19.5.17	パターン状の微粒子膜およびその製造方法
211	特開2007-117826	H19.5.17	化学吸着溶液
224	特開2007-91667	H19.4.12	希少糖を含有する二糖およびその合成法
189	特開2007-76076	H19.3.29	金属被膜を有するプラスチック成形体とその製造方法およびそれらを用いた物品
190	特開2007-75019	H19.3.29	青色光バイオスイッチ
151	特開2007-45889	H19.2.22	糖タンパク質からの糖鎖の調整方法
185	特開2007-33167	H19.2.8	バイオケミカルチップとその製造方法
130	特開2006-187209	H18.7.20	ケイ素吸収に関与する遺伝子、およびその利用
96	特開2006-94704	H18.4.13	青色光バイオスイッチ
123	特開2006-83025	H18.3.30	ナノスケール物質およびその製造方法
9	特開2005-265734	H17.9.29	希少糖の特異的定量法
3	特開2005-263744	H17.9.29	希少糖のTリンパ球の増殖抑制への使用
4	特開2005-263734	H17.9.29	希少糖の神経細胞における保護作用を利用する予防薬、治療薬、特定保健用食品
7	特開2005-261356	H17.9.29	希少糖D-アロースと α -ラクトアルブミンのメイラード反応複合体
28	特開2005-65977	H17.3.17	LEDと希少糖による癌細胞の抑制方法
50	特開2005-52114	H17.3.3	LKP2部分cDNAを用いた遺伝子導入による植物体の種子収量、乾燥重量の制御
384	特開2002-243420	H14.8.28	立体形状測定装置
JP101	再表2005/115141	H17.12.8	希少糖を利用した細胞・組織・臓器保存液及び該液を用いる保存方法
JP1	再表2005/84854	H17.9.5	中空金属球構造体、中空金属球成形体および中空金属球構造体の製造方法

注) みなし取り下げ、拒絶又は特許査定が確定したものを除く。



(2) 香川大学所有の登録特許

整理番号	特許番号	登録日	発明の名称
104	特許第4009720号	H19.9.14	希少糖による植物病害抵抗性増幅剤
106	特許第3975274号	H19.6.29	D-アロースの結晶化法による分別法とその大量生産への応用
188	特許第3975406号	H19.6.29	構造物補修施工計画支援システム
249	特許第3975407号	H19.6.29	防災事業計画支援システム
125	特許第3893470号	H18.12.22	糖類の蛍光標識化方法、糖類の蛍光標識化装置
284	特許第3870233号	H18.10.27	回転数検出装置、物体計測システムおよび回転数検出方法
15	特許第3843299号	H18.8.25	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
94	特許第3829151号	H18.7.21	テザーに連結された機器の姿勢制御方式
119	特許第3487963号	H15.10.31	透明物体の検査方法
117	特許第3414844号	H15.4.4	欠陥パターン種別判定方法およびその装置
118	特許第3400859号	H15.2.21	欠陥パターンの検出方法及びその装置
US92	US7,205,141	H19.4.17	新しい触媒機能を有するL-ラムノースイソメラーゼの遺伝子配列およびその用途

(3) 香川大学所有の登録商標

整理番号	登録番号	登録日	対象商標
TM3	商標第4873342	H17.6.17	Sauvageonne Savoureuse (ソヴァージュヌ・サヴールス)
TM1	商標第4743844	H16.1.30	イズモリング(6単糖)
TM2	商標第4743845	H16.1.30	イズモリング(5単糖)

(4) 香川大学単独所有の出願公表品種

整理番号	出願番号	出願日	出願品種の名称
SS1	第19077号	H17.12.1	ラパン

(5) 香川大学所有の登録品種

整理番号	登録番号	登録日	登録品種の名称
SS2	第13646号	H18.2.27	香大農R-1

3. 知的財産活用本部の組織について

(1) 知的財産活用本部スタッフ

職名	氏名(※専任)	備考
本部長	角田直人	理事(連携・評価担当)
副本部長(創出、取得及び活用担当)	土居俊一(兼務)	工学部教授(小川 一文 ~9.30)
副本部長(管理担当)	舩山 登志雄	学術部長
特許管理・事務担当	李 鎔璟(※)	知的財産活用本部講師
[知的財産創出オフィス]		
知的財産創出マネージャー	土居 俊一(兼務)	工学部教授(小川 一文 ~9.30)
特許コーディネータ	勇野喜 忠夫	客員教授((株)タダノ)
特許アドバイザー(工学系)	山内 康伸	客員教授(山内特許事務所)
特許アドバイザー(全体)	稲毛 諭	客員教授(日立マクセル(株))
[知的財産活用オフィス]		
知的財産活用マネージャー	泉谷 啓之(兼務)	客員教授(土居 俊一 ~9.30)
知的財産活用コーディネータ	武藤 英一	地域開発共同研究センター教授
ベンチャー起業コーディネータ	塚本 一義	客員教授((株)VRスポーツ)
ベンチャー起業アドバイザー	今井 聖	客員教授(信越化学工業(株))
[技術移転オフィス]		
技術移転マネージャー	泉谷 啓之(※)	客員教授((株)四国TLO)
知的財産担当 事務	川端 義則	研究協力(笹嶋 孝司 ~6.30)
知的財産担当 事務		研究協力(浅野 文恵 ~6.30)
事務補佐員	甲村 文(※)	非常勤職員

(2) 知的財産帰属決定会議委員 (H19.6.1~21.3.31 旧 運営委員会委員)

部局名	職名	氏名	備考
知的財産活用本部	本部長	角 田 直 人	議長
"	副本部長	土 居 俊 一	小川 一文 H19.6.1~19.9.30
"	副本部長	舩 山 登 志 雄	学術部長
理事(総務・財務担当)		堀 江 克 則	
地域開発共同研究センター	副センター長	土 居 俊 一	穴戸 栄徳 H19.6.1~19.9.30

教育学部	准教授	山田 貴志	
法学部	教授	寺山 洋一	
経済学部	准教授	山田 仁一郎	
医学部	教授	中村 隆範	
工学部	教授	平田 英之	
農学部	教授	木村 義雄	
地域マネジメント研究科	准教授	原 真志	
連合法務研究科	准教授	鹿子嶋 仁	
教育・学生支援機構	教授	真鍋 芳樹	
研究推進機構	教授	竹崎 直子	
図書館・情報機構	准教授	林 敏浩	

(3) 知的財産評価専門委員会委員

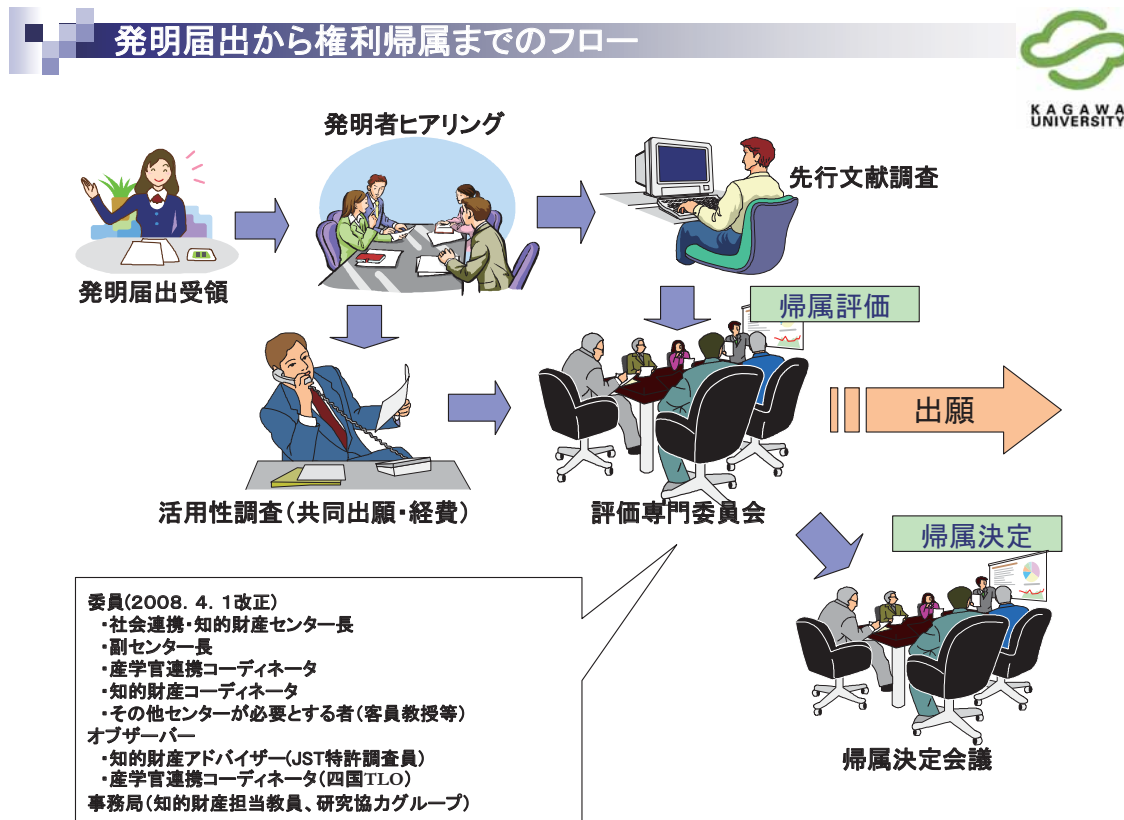
部局名	職名	氏名	備考
知的財産活用本部	副本部長	土居 俊一	委員長(小川 一文 ~19.9.30)
"	知的財産創出OM		
"	知的財産活用OM	泉谷 啓之	委員長(土居 俊一 ~19.9.30)
"	技術移転OM	泉谷 啓之	
地域開発共同研究センター	客員教授	倉増 敬三郎	(福井 次郎 ~19.6.30)
知的財産活用本部	客員教授	勇野 喜忠夫	

(4) 知的財産活用本部協力教員 (H18.9.1~20.8.31)

部局名	職名	氏名	備考
教育学部	准教授	高木 由美子	学部委員
法学部	教授	浪花 健三	学部委員
経済学部	准教授	山田 仁一郎	学部委員
医学部	准教授	飴野 清	学部委員
医学部	准教授	三木 崇範	学部委員
工学部	教授	生越 重章	学部委員
工学部	助教	林 純一郎	学部委員
工学部	准教授	須崎 嘉文	学部委員
工学部	教授	松島 学	学部委員
農学部	教授	柳 智博	学部委員
地域マネジメント研究科	教授	板倉 宏昭	学部委員
地域マネジメント研究科	教授	関 義雄	学部委員
連合法務研究科	准教授	鹿子嶋 仁	学部委員
連合法務研究科	准教授	柴田 潤子	学部委員

4. その他

(1) 発明届出から権利帰属までのフロー



(発明等届出書)

別記様式1 (第4条関係) 平成 年 月 日

香川大学長 殿

所 属
職 位・氏 名
連 絡 先
電 話
ファックス
電子メール

印

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
所 属・氏 名・連 絡 先 (電 話、フ ァ ッ ク ス、電 子 メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
A) 従来技術
B) 発明等の説明
C) 発明等による効果・作用
D) 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
E) 実用化に際しての課題
F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無
発表予定(学会名、発表方法、発行物名、ホームページのアドレス等)

(権利譲渡書)

別記様式2 (第6条関係)

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町1番1号
譲渡人 香川大学長 殿

住 所
居 所
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第6条第1項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

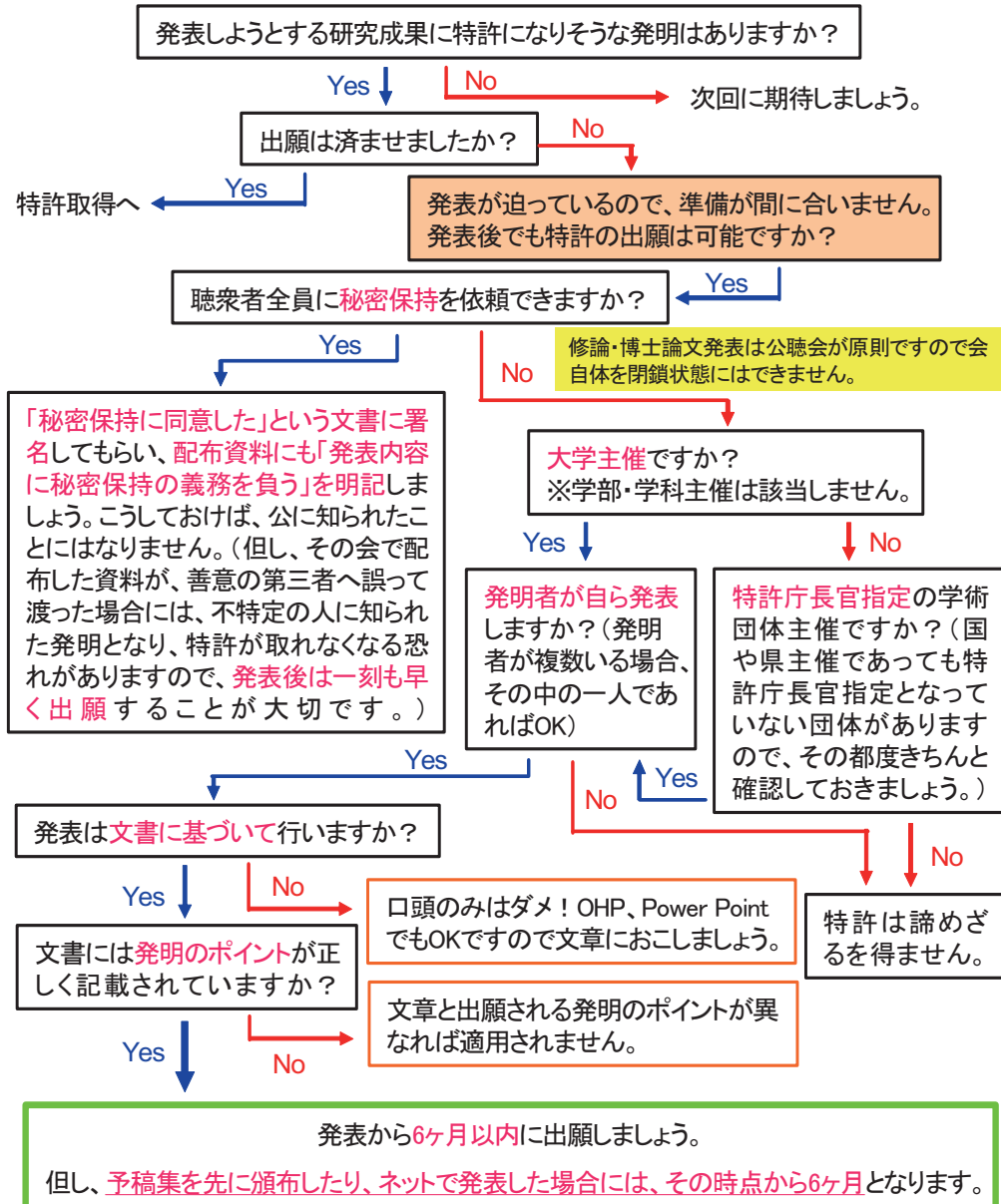
記

- 1 発明等の名称
- 2 特許権等知的財産権の持分
発明者氏名等 学内発明者の持分割合

(参考)
その他学外発明者の有無 あり・なし

(2) 研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと

〔研究成果等の発表に際して注意していただきたいこと〕



【注意点】 この例外規定(特許法第30条)を使っての出願は、発明者が出願する前に第三者が出願していると特許が取れなくなってしまいます。また、ヨーロッパへの出願ではこの救済措置は適用されませんので、ヨーロッパでは特許は取れなくなります。

《いずれにせよ、完全に保護されるためには、**発表前**の出願に優るものはありません》

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2535(医学部からは、66-2535)

E-mail: c-ccip@eng.kagawa-u.ac.jp (なお、本資料は山口大学知的財産本部のご協力を基に作成しています。)

(3) 知的財産についての Q&A

香川大学の知的財産についてのQ&A

(学内のみなさんからの質問と回答) 発明から出願まで

Q1 発明とはどんなものをいうのですか？

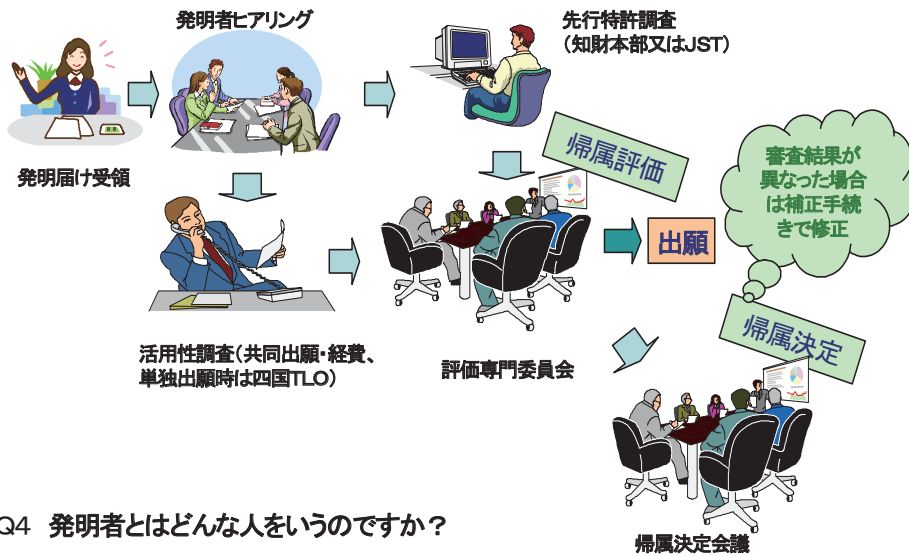
A 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの」となっていますが、簡単にいいますと、世界に知られていない技術上の有用な提案のことです。発明と思われるものがひらめきましたら、社会連携・知的財産センターの知的財産担当までお気軽にご相談下さい。

Q2 発明の届出は、どんなものを、どこに、だせばよいのですか？

A 発明届出の様式および記入例は、社会連携・知的財産センターのホームページからダウンロードできます。研究成果の中で、特許が取れそうなもの(企業に売り込めそうなもの等も含め)を提出して下さい。窓口は社会連携・知的財産センターになります。不明な点がありましたら、知的財産の担当までお気軽にお尋ね下さい。

Q3 発明届出の提出後はどのように取り扱われるのですか？

A 以下のようなフローで取り扱われます(出願まで)。



Q4 発明者とはどんな人をいうのですか？

A 以下のような判定基準で取り扱われます。

発明者になる人	発明者にならない人
①具体性のある着想を提供した者は、発明者となります。 ②課題解決のために、具体的な解決手段を提案した者は、発明者となります。 ③具体性のある解決手段を提供して発明を完成に導いた者は、発明者となります。	①単に課題を提示しただけでは、発明者になれません。 ②単に指示されてデータをまとめた者や実験の作業を手伝った者は、発明者ではありません。 ③発明者に資金や設備等を提供しただけでは、発明者になれません。

問合せ先: 香川大学社会連携・知的財産センター 内線: 2535(医学部からは、66-2535)

E-mail: c-ccip@eng.kagawa-u.ac.jp

(4) MTA (Material Transfer Agreement (研究材料提供契約)) について

MTA (Material Transfer Agreement) について

1. MTAとは何のことですか？

MTA (Material Transfer Agreement : 研究材料提供契約) は、遺伝子、細胞、ノックアウトマウス (実験用動物)、実験用植物、抗体、材料 (化合物) などの研究材料を、第三者 (研究者) との間で授受する際に、研究材料の使用に関するとりきめを行う契約です。

MTAは実際に研究材料をやりとりする研究者同士でなく、機関名義での契約です。

特に、バイオ系研究ではアカデミア間の研究材料の授受が日常的に行われ、企業との授受も頻繁に起こっています。

香川大学の方針として、研究材料の授受に当たってはMTAを締結することを奨励しています

2. なぜMTAを結ぶ必要があるのですか？

- 1) 提供先の研究材料の使用により、第三者に損害が及んだ場合の免責など、研究材料についての損害に対する防衛という役割があります。
- 2) 提供先から研究の成果に対して不必要な制限をかけられないようにするなど、研究の自由についての制限に対する防衛という役割があります。
- 3) 内容を理解せずに、個人で契約してしまうと、特定の研究以外の使用禁止、得られた成果・発明が提供者側に帰属、研究成果の発表の禁止、特許出願時の制約等、あとでトラブルが生じることがあります。

3. MTAを結ぶとき手続きはどうしたらよいですか？

- 1) 香川大学の職員等がその研究活動によって有することに至った成果有体物 (試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置、実験器具) は、「香川大学研究成果有体物管理規程 (平成 17 年 12 月 26 日施行)」により、原則として大学に帰属します。
- 2) 成果有体物を創作又は取得した職員、その成果有体物を適正に管理しなければなりません。
また、職員等が第三者に研究成果物を提供 (研究目的、産業上の利用目的) する場合は、無断譲渡、目的外使用、守秘義務、知的財産、使用による責任、費用負担等の問題が発生する恐れがありますので、研究活動を円滑に推進するためにも第三者と研究材料提供契約 [MTA] (あるいは第三者からの誓約書又は研究者間の協議等の書面) 又は研究材料売買契約を締結しておくことが必要です。

3) 研究のために第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、権限の委譲によって予め部局等の長に届け出 (第三者が公的研究機関等である場合は、提供後の書面による報告で足りる) することで行うことができます。

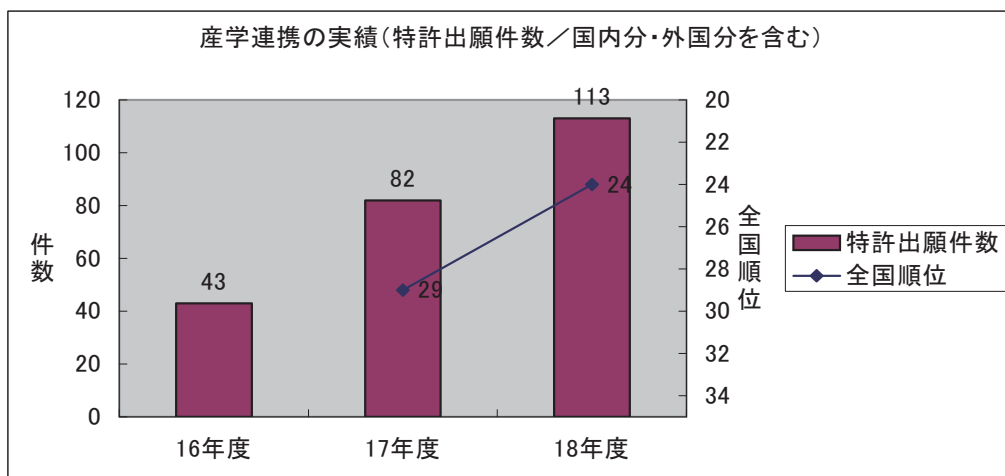
(原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用は、原則、第三者の負担とします。)

- 4) 産業上の利用を目的とする第三者に研究材料 (成果有体物) を提供する場合は、予め、部局等を継由して学長の承諾を得なければなりません。社会連携・知的財産センターまでお気軽にご相談ください。 (原則、直接費用を上回る対価を得られる場合に限りです。)

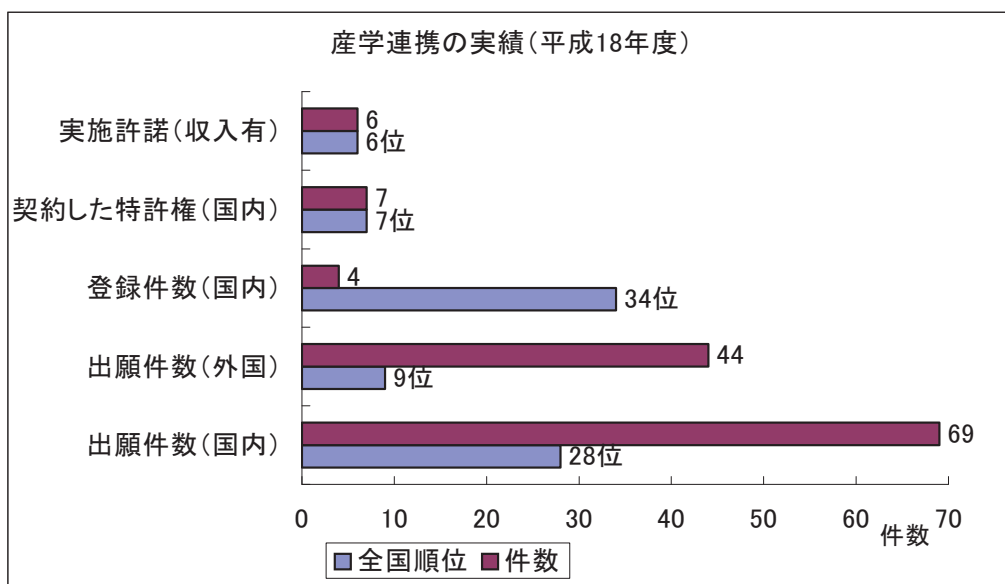
(5) 香川大学の主な知的財産活動データ

- 香川大学の主な知的財産活動データを示す。

文部科学省が実施し公表している「大学等における産学連携等実施状況調査結果」から抽出



※ 調査対象機関数：1,113校（国公立の大学、短期大学、高専等）
 回答機関数：841校
 各年度とも上位30校しか公表されておらず16年度は順位が不明。

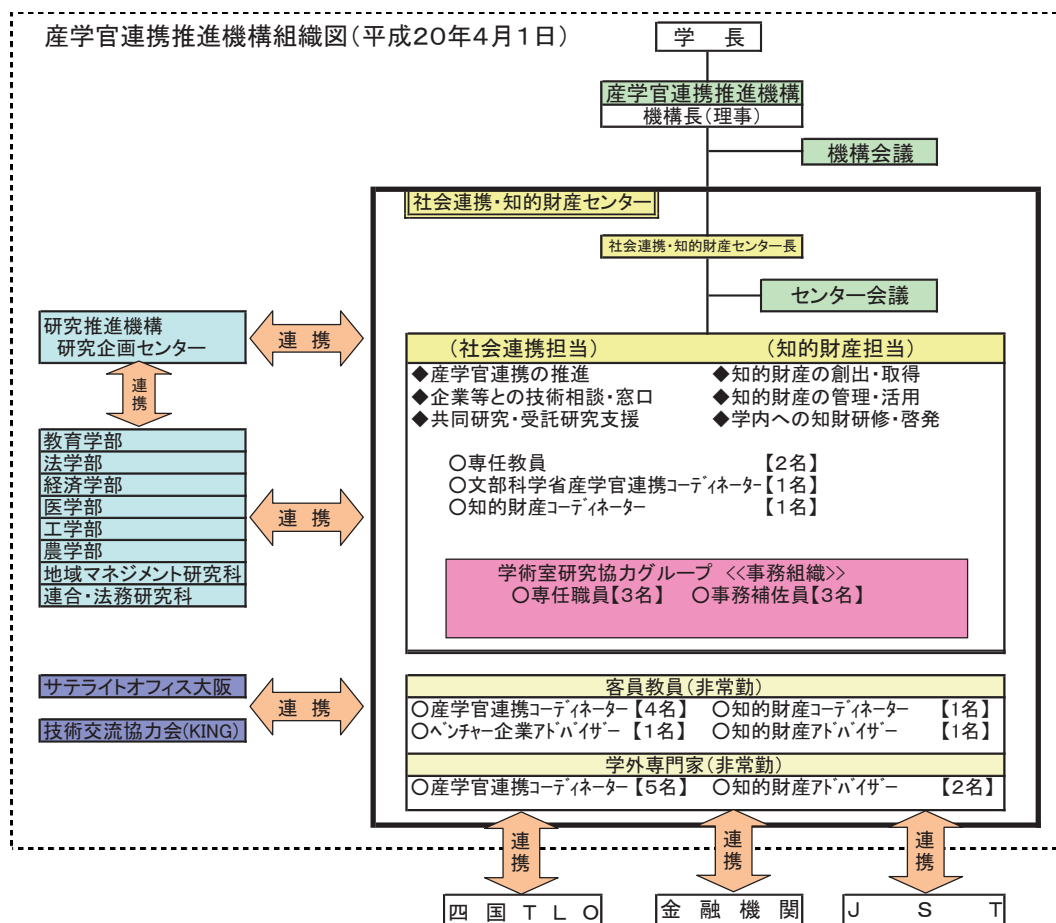


※ 実施許諾の数は、調査の要領に基づくもので「実施許諾した権利数」を表す。
 例：3つの特許を2社に実施許諾した場合 権利数6件

参 考 资 料

参 考 資 料 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

- (1) 産学官連携推進機構組織図
- (2) 産学官連携推進機構規則
- (3) 産学官連携推進機構会議規程
- (4) 社会連携・知的財産センター規程
- (5) 社会連携・知的財産センター会議規程
- (6) 社会連携・知的財産センター利用細則
- (7) 知的財産帰属決定会議規程
- (8) 知的財産評価専門委員会規程
- (9) 知的財産評価に関する取扱要領
- (10) 職務発明規程
- (11) 知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則
- (12) 研究成果有体物管理規程



香川大学産学官連携推進機構規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人香川大学組織規則第18条第3項の規定に基づき産学官連携推進機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 機構は、産学官連携により香川大学(以下「本学」という。)における学術研究の高度化とその成果を社会に還元することを目的とする。

(機構の構成及び業務)

第3条 機構は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる下部組織(以下「センター等」という。)を統括する。

- (1) 社会連携・知的財産センター
 - (2) 危機管理研究センター
- 2 センター間の業務連携及び人的ネットワークの構築により機構機能の強化を図ることを主たる業務とする。
- 3 センター等の業務に関し必要な事項は、別に定める。

(組織)

第4条 機構に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 機構長
 - (2) 専任教員
 - (3) その他の職員
- 2 機構に、副機構長を置くことができる。

(職務)

第5条 機構長は機構の業務を総括する。

- 2 副機構長は、機構長の職務を助ける。
- 3 専任教員は第3条第1項の各号に規定するセンター等に所属し、当該センター等の業務を処理する。
- 4 その他の職員は、機構の業務を処理する。

(機構長等)

第6条 機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。

- 2 副機構長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 3 副機構長の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、当該副機構長を推薦した機構長の任期を超えることはできない。
- 4 専任教員は、第7条に定める機構会議の議に基づき、学長が選考する。

(機構会議)

- 第7条 機構に、機構の重要事項を審議するため、香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)を置く。
- 2 機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

(機構運営会議)

- 第8条 機構に、機構の運営方針等を協議するため、香川大学産学官連携推進機構運営会議(以下「機構運営会議」という。)を置くことができる。

(事務)

- 第9条 機構に関する事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学産学官連携推進機構会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則(以下「機構規則」という。)第7条に規定する香川大学産学官連携推進機構会議(以下「機構会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 機構会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長
 - (2) 機構規則第4条第2項の規定による副機構長
 - (3) 機構規則第3条第1項の各号に定める下部組織の長
 - (4) 専任教員
 - (5) 各学部等から選出された教員 各1人
 - (6) その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項第5号及び第6号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 機構会議は、次に掲げる重要事項について審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規則その他の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 教員の選考に関する事項
- (5) 予算及び施設・設備に関する事項
- (6) 評価に関する事項
- (7) その他機構長が必要と認める事項

(会議の主宰及び議長)

- 第4条 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。ただし、機構長に事故あるときは、あらかじめ機構長の指名した者がその職務を代行する。
- 2 議長は、機構会議を主宰する。
 - 3 機構会議は、議長の招集により開催するものとする。

(会議の議事運営)

第5条 機構会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項にかかわらず、特別の必要があると機構会議が認めるときは、前2項に定める要件以外の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があるときは、機構会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、この者は、可否の数に加わることができない。

(事務)

第7条 機構会議の事務は、機構が関係する学部事務部の協力を得て、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、機構会議の議事及び運営の方法について必要な事項は、機構会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

香川大学社会連携・知的財産センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学産学官連携推進機構規則第3条第3項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、香川大学(以下「本学」という。)における産学官連携活動を推進すること並びに本学における知的財産の創出、取得、活用及び管理を戦略的に実施すること及び本学の各種組織を有機的に連携した、全学的な知的財産の管理・活用体制を整備することにより、産学官交流の場として地域の科学技術発展と産業の振興に寄与するとともに、本学における学術研究及び教育の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 企業等への研究成果の技術移転に関すること。
- (3) 本学に帰属する知的財産に関すること。
- (4) 学内に対する知的財産の研修に関すること。
- (5) 企業等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- (6) 企業等との学術情報交換と連携協力に関すること。
- (7) 企業等からの科学技術相談に関すること。
- (8) 外国人研究者との共同研究及び学術交流に関すること。
- (9) 学内及び他大学との共同研究に関すること。
- (10) 本学の学生に対する実践的な技術教育及び研究指導に関すること。
- (11) 地域社会における学術研究交流に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(構成)

第4条 センターは、次に掲げる者で組織する。

- (1) センター長
- (2) センター担当教員
- (3) 産学官連携コーディネータ
- (4) 知的財産コーディネータ

- (5) 管理担当職員
- (6) その他必要な者
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
- 3 センターは、必要に応じて次に掲げる非常勤のコーディネータ及びアドバイザーを置くことができる。
 - (1) 産学官連携コーディネータ
 - (2) 産学官連携アドバイザー
 - (3) 特命担当コーディネータ
 - (4) 知的財産コーディネータ
 - (5) 知的財産アドバイザー
 - (6) ベンチャー起業アドバイザー
- 4 第1項第5号は、本学の学術部長をもって充てる。
- 5 第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者並びに第3項各号に掲げる者は、センター長の申出に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)の協議を経て、香川大学産学官連携推進機構長(以下「機構長」という。)が任命又は委嘱する。

(センター長)

- 第5条 センター長は、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 2 センター長は、センターの業務を総括する。
 - 3 センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることはできない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 センター長の選考は、次の各号に該当する場合に行う。
 - (1) 任期が満了するとき。
 - (2) 辞任を申し出たとき。
 - (3) 欠員となったとき。
 - 6 センター長の選考は、前項第1号の場合には、任期満了前の一月前以前に、同項第2号又は第3号の場合には、速やかに行うものとする。

(副センター長)

- 第6条 第4条第2項の規定に基づき副センター長を置くときは、センター長の推薦に基づき、機構長が任命する。
- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
 - 3 副センター長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、当該副センター長を

任命した機構長の任期を超えることはできない。

- 4 前項の規定にかかわらず、副センター長が辞任をした場合又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター担当教員)

第7条 センター担当教員は、次の各号に掲げる者のうちから機構長が任命する。

- (1) 産学官連携推進機構の専任教員
- (2) 本学教員

(客員教授等)

第8条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

- 2 前項の客員教授等の称号の付与は、機構長の申出に基づき、学長が行う。
- 3 前項の申出は、機構会議が選考した客員教授等候補者を推薦することにより行う。
- 4 機構長は、客員教授等に第4条第1項第3号、第4号及び第6号に掲げる者又は同条第3項各号に掲げる者を兼務させることができる。
- 5 客員教授等の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(協力教員)

第9条 センターに、産学官連携に対する日常的な活動を支援、及び知的財産を発掘するため協力教員を置く。

- 2 協力教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 協力教員は、センター長と部局の長との協議を経て、機構長が任命する。

(事務)

第10条 センターの事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター規程(平成19年4月1日制定)及び香川大学知的財産活用本部規程(平成19年4月1日制定)は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に任命される第9条の協力教員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年8月31日までとする。

香川大学社会連携・知的財産センター会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学組織運営規則第12条の2第2項の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター会議(以下「センター会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 センター会議は、香川大学社会連携・知的財産センター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) センターの業務に関する事項
- (2) その他センター長が必要とする事項

(組織)

第3条 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) センター担当教員
- (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (5) 管理担当職員

(議長)

第4条 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集し、主宰する。

3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 センター会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センター会議に関し必要な事項は、センター会議

が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行により、香川大学地域開発共同研究センター会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）及び香川大学知的財産活用本部会議規程（平成 19 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

香川大学社会連携・知的財産センター利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学社会連携・知的財産センター規程第11条の規定に基づき、香川大学社会連携・知的財産センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(センターの利用)

第2条 センターは、次の各号に掲げる目的のために利用することができる。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- (2) 民間機関等と技術者に対する技術研修
- (3) 香川大学（以下「本学」という。）の学生に対する実践的な研究指導
- (4) 産学連携の推進及び知的財産に関するセミナー、シンポジウムなど学術研究集会の開催
- (5) 本学の研究成果を活用した事業（創業準備を含む。）
- (6) その他産学連携の推進及び知的財産に関するものとして社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）が特に必要と認めた業務

(利用申請及び変更)

第3条 センターの共同研究室を利用しようとするときは、利用する者の中から責任者（原則として、本学の教員に限る。以下「利用責任者」という。）を定め、利用（変更）申請書（別紙様式1）及び研究計画調書（別紙様式2）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用の可否は、香川大学産学官連携推進機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経てセンター長が承認する。
- 3 センター長は、本条第1項の利用申請に対し、利用の可否を利用責任者に通知するものとする。
- 4 利用責任者は、利用計画に変更が生じたときは、機構会議の議を経て速やかにセンター長の承認を受けなければならない。

(利用期間)

第4条 共同研究室の利用期間は、原則として承認の日の属する年度内とする。

- 2 共同研究及び受託研究が複数年度契約になっている等事業遂行上前項の規定によりがたい事情がある場合センター長は、利用期間の延長を認めることができる。延長できる利用期間は2年以内とし、年度ごとに承認を得るものとする。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求め

ることができる。

(細則の遵守)

第6条 利用者は、この細則を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が前項に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがあるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(利用の取消等)

第7条 次の各号に掲げる場合は、センターの利用承認を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 利用者が、この細則の規定に反した場合
- (2) 利用者が、センターの利用目的に反した場合
- (3) センター長が、センターの管理運営上支障があると認めた場合

(損害の弁償)

第8条 利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

- 2 センター長は、利用者が故意又は過失によりセンターの施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その弁償を求めることができる。

(機器の搬入等)

第9条 利用者は、機器搬入申請書(別紙様式3)をセンター長に提出し、承認を得て、センター内で使用する教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

- 2 利用者は、前項による機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出ししなければならない。
- 3 機器等の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(利用上の注意)

第10条 センターの利用に当たっては、事故、災害の防止に努めなければならない。また、整理・整頓・清掃など、清潔で安全な環境の維持管理に留意しなければならない。

(経費の負担)

第11条 センターの共同研究室を利用するときは、利用者は、別表第1に係る経費及び光熱水料の実費相当額を負担しなければならない。ただし、センター長が必要と認めた場合は、利用料金の一部又は全額を免除することができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則の施行により、香川大学地域開発共同研究センター利用細則（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。
- 3 この細則の施行の際、現に香川大学地域開発共同研究センター利用細則第 3 条又は第 9 条により利用責任者又は利用者が受けていた承認は、この細則によってなされた承認とみなす。
- 4 第 4 条第 2 項に規定する利用期間延長の期間算定の取扱は、香川大学地域開発共同研究センター利用細則で承認された期間を承継するものとする。

別表第1（第11条関係）－利用負担額－

階	部 屋 名 (面積)	利用負担額／年当たり (円)
2階	共同研究室1 (42㎡)	210,000
	共同研究室2A (37㎡)	185,000
	共同研究室2B (37㎡)	185,000
	共同研究室3 (46㎡)	230,000
3階	共同研究室4A (37㎡)	185,000
	共同研究室4B (37㎡)	185,000
	共同研究室5 (35㎡)	175,000

注1) 利用負担額は、1年間1㎡当たり5,000円とする。

注2) 部屋の利用に伴う光熱水料は、上記利用負担額に含まない。

注3) 利用期間は原則1年とする。ただし、月単位で利用する場合には、月割計算により負担する。月割計算による利用負担額の月額は、年額の12分の1に相当する額を負担する。

別紙様式1 (第3条第1項関係)

香川大学社会連携・知的財産センター共同研究室 (新規・延長)

利用(変更)申請書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用責任者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記のとおり利用 (変更) したいので申請します。

記

利用区分	共同研究	受託研究	大学発ベンチャー
研究題目 (複数記載可)			
利用者 (センターを利用する者を記載すること)	所属・職	氏名	連絡先 電話・FAX・E-mail
利用希望期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (年度にまたがった申請は不可) 延長申請の場合は、利用開始日 (平成 年 月 日)		
利用希望 共同研究室名	共同研究室○		
利用するセンター設備・機器等名			
搬入予定の 主な大型機器			
センター 専用欄	上記申請を ・承認する ・承認しない (理由:) 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		
備考			

注1) 共同研究・受託研究の場合は、原則として申込書または契約書の写し (今年度分でも可) を提出して下さい。本申請に添付できない場合には、利用開始日までに提出して下さい。提出がない場合には、利用を取り消すことがあります。

注2) 大学発ベンチャーとは、利用細則第2条第5号に規定する本学の研究成果を活用した事業 (創業準備を含む。) を実施する企業とする。

研 究 計 画 調 書

<p>現在までの準備状況等 （継続希望者にあつては現在までの研究実績・研究成果等）</p>	
<p>共同研究室を利用する必要性（共同研究との関連性）</p>	
<p>共同研究室としての見込める活用度・研究成果及び研究計画</p>	

機 器 搬 入 申 請 書

平成 年 月 日

香川大学社会連携・知的財産センター長 殿

利用（責任）者

所属部局

職・氏名

印

電話

fax

E-mail

下記の機器を利用承認を受けた研究室に搬入したいので申請します。

記

搬入目的			
共同研究室名			
搬入日時	平成 年 月 日 時		
搬入機器名		物品番号	
規格			
寸法	幅 mm、高さ mm、奥行 mm		
重量	Kg		
使用電力	相（単相、3相）、電力（100、200V）、容量（ KW）		
センター専用欄	上記申請を <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない（理由： 平成 年 月 日 社会連携・知的財産センター長 印		

（注）この申請書は搬入機器ごとに提出してください。

香川大学知的財産帰属決定会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学職務発明規程第5条の2第2項の規定に基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 決定会議は、学長からの諮問を受け、知的財産の帰属の決定等を行うために必要な審議を行う。

(組織)

第3条 決定会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）
 - (2) 社会連携・知的財産センター長
 - (3) 財務又は経営を担当する常勤の理事
 - (4) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (5) 各学部、地域マネジメント研究科、香川大学・愛媛大学連合法務研究科、教育・学生支援機構、研究推進機構及び図書館・情報機構（以下「部局等」という。）から選出された教員 各1人
 - (6) 知的財産活用に関する学外有識者
- 2 前項第5号の委員は、学長が任命する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第1項第6号の委員は、機構長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(議長)

第4条 決定会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

- 2 議長は、決定会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 決定会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、やむを得ず欠席をする委員から書面による委任をされた者を委員代理として出席委員とみなす場合は、この限りではない。

- 2 議事は、出席委員（前項ただし書きの委員代理を含む。）の過半数をもって決し、可非同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 職務発明等に関する事項を評価し、決定会議に報告させるため、香川大学知的財

産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員以外の者の出席）

第7条 決定会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 決定会議の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、決定会議に関し必要な事項は、決定会議が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この規程の施行により、第3条第1項第5号の教員が決定会議の委員となる場合の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価する。

- (1) 職務発明等の該当の可否
- (2) 当該職務発明等の技術的評価
- (3) 当該職務発明等の活用性
- (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
- (5) その他職務発明等に関すること。

2 専門委員会は、評価結果について産学官連携推進機構長に報告する。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
- (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
- (4) その他センター長が必要とする者 若干人

2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長の指名に基づき産学官連携推進機構長が任命又は委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学知的財産評価に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、香川大学知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）
規程（以下「規程」という。）第2条に規定する評価について、その取扱いを定める。

(権利の帰属)

第2条 本学に届出のあった職務発明等については、専門委員会で評価され、その報告に
基づき、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）でその帰属を決
定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は発明等の迅速な出願等のために必要と認めるときは、
決定会議での審議の前に必要な保全手続きをとることができる。

(意見の申出)

第3条 発明者は、所属する部局の決定会議委員を通じて、専門委員会に意見を申し出る
ことができる。

2 専門委員会委員長は、前項の申出があったときは、当該決定会議委員をその発明等に
係る専門委員会の委員に加えなければならない。

(再評価の禁止)

第4条 本学が職務発明等の権利を承継しないと決定した発明等については、再評価は行
わないものとする。

(評価の実施時期等)

第5条 専門委員会は、本学が承継した職務発明等の権利について、次の各号に掲げる時
期に、規程第2条各号に掲げる事項について評価し、その報告に基づき決定会議でその
帰属を決定するものとする。

- (1) 発明等の出願時期
- (2) 発明等の審査請求時
- (3) 発明等の登録維持時

2 前項各号の評価は、決定会議において職務発明等の権利を本学が承継しないと決定し、
発明者に当該権利が返却された後、発明者が当該権利の保全に必要な手続きを実施でき
る期間を確保できる時期に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、社会連携・知的財産センター長が
別に定める。

附 則

この要項は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学職務発明規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「大学」という。）の職員が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

(1)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における前記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録の出願により生じた権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権及び外国における前記各権利に相当する権利

(2)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許権の対象となるものについては発明

ロ 実用新案権の対象となるものについては考案

ハ 意匠権の対象となるものについては意匠

ニ 商標権の対象となるものについては商標

ホ 回路配置利用権の対象となるものについては半導体集積回路の回路配置

ヘ 育成権の対象となるものについては品種

ト 著作権の対象となるものについてはプログラム等

(3)「職員」とは、香川大学職員就業規則第2条第1号に定める者をいう。

(4)「職務発明等」とは、大学における教育研究活動の一環として行われた研究等に基づき職員が行った発明等であって、かつ、当該発明等をするに至った行為が職員の現在又は過去の職務に属する発明等をいう。

- (5)「発明者」とは、職務発明等を行った職員をいう。
- (6)「退職」とは、香川大学職員就業規則第21条第1項に定めることをいう。

第2章 権利の帰属、発明等の届出

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部または一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるときは、発明者に帰属させることができる。

(届出及び受理)

第4条 職員は、発明等を行ったときは、発明等届出書（別記様式1）によって、速やかに学長に届け出るものとする。

- 2 学長は、前項の届出があったときは、速やかに当該発明者に受理した旨を通知しなければならない。

(決定)

第4条 学長は、前条第1項の届出があったときは、産学官連携推進機構長（以下「機構長」という。）に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該発明等に関し権利の帰属等を決定する。

- 2 学長は、前項の規定により決定したときは、当該発明者に通知しなければならない。
- 3 学長は、職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、出願等権利保護のため必要な手続きを行うことができる。
- 4 学長は、前項の規定にかかわらず、機構長の報告を踏まえ、必要な場合には、職務発明等の権利を大学が承継すると決定する前に、権利保護のため発明者の同意のもとに出願等の必要な手続きを行うことができる。
- 5 前項によって、権利保護のために出願等の手続きを行った発明等について、職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合は、大学の責任の下に速やかに修正されなければならない。

(決定会議)

第5条の2 前条の決定のため、香川大学知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）を置く。

- 2 決定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(決定に関する事務の委任)

第5条の3 学長は、権利の帰属等の決定に関する事務を機構長に委任する。

(譲渡書の提出等)

第6条 発明者は、学長が職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、権利譲渡書（別記様式2）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、大学と発明者が知的財産権を共有する場合においても適用する。
- 3 学長は、発明者から権利が譲渡された職務発明等について、出願等権利保護のため必要な手続きを行わなければならない。
- 4 第1項の規定により権利の譲渡を受けた職務発明等について、権利の承継を続けない

ことを決定したときには、遅滞なく発明者に返還するものとする。

(任意譲渡)

第7条 職員からの届出による発明等について、学長が職務発明等の権利を大学が承継しないと決定した場合に、発明者から知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、学長は、機構長の意見を徴したうえで、知的財産権の承継の可否を決定する。

(異議の申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項による決定に異議あるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、機構長の意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は、前項の決定を当該発明者に通知する。

第3章 発明者への補償

(補償金の支払)

第9条 大学は、職務発明等をした発明者に対し、別に定める補償金を支払うものとする。

(退職したときの補償)

第10条 前条の補償金を受ける権利は当該権利に係る発明者が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

第4章 雑則

(守秘義務)

第11条 大学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願までの期間、秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が協議のうえ、秘密期間を延長することができるものとする。

(退職後の取扱い)

第12条 職員が退職した場合においても、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは、本規程によるものとする。

(職員以外の者の取扱い)

第13条 職員以外の者で、職務発明等につき契約がなされている者については、この規程を準用する。

(事務局)

第14条 本規程に定める事務は、社会連携・知的財産センターが行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学長 殿

所 属
職位・氏名 印
連 絡 先 電話
ファックス
電子メール

発 明 等 届 出 書

香川大学職務発明規程第4条第1項に基づき、下記のとおり発明等を届出いたします。

記

- 1 発明等の名称
- 2 知的財産の種類
- 3 共同発明者の有無 有 / 無
所属・氏名・連絡先(電話、ファックス、電子メール)
- 4 発明等の経過
- 5 主たる研究経費及び研究設備
- 6 特許出願希望国
- 7 発明等の内容
 - A) 従来技術
 - B) 発明等の説明
 - C) 発明等による効果・作用
 - D) 発明等の段階
実用化のために更なる研究が必要である はい / いいえ
 - E) 実用化に際しての課題
 - F) 実用化可能な製品・分野
- 8 発明の活用先企業、または更に共同研究したい機関、企業などの候補があれば記載してください。
- 9 出願の希望時期
- 10 発表の有無 有 / 無
発表予定(学会名、発表方法、刊行物名、ホームページのアドレス等)
- 11 その他

注) 1.この届出は、学内の発明者の代表者が行うことで共同届出とすることができます。

2. 3の共同発明者の欄は、学外の発明者についても記載してください。

権 利 譲 渡 書

平成 年 月 日

住 所 香川県高松市幸町 1 番 1 号
譲受人 香 川 大 学 長 殿

住 所
居 所
譲渡人 _____ 印

香川大学職務発明規程第 6 条第 1 項に基づき、下記の発明等に関する特許権等知的財産権を受ける権利を貴殿に譲渡したことに相違ありません。

記

1 発明等の名称

2 特許権等知的財産権の持分

発明者氏名等

学内発明者の持分割合

(参考)

その他学外発明者の有無

あり・なし

香川大学知的財産の譲渡等の取扱いに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、香川大学（以下「本学」という。）における知的財産の機関管理に当たり、発明者が職務発明等の権利を本学に譲渡する場合の発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分について、必要な事項を定める。

(本学が承継した職務発明等の権利の取扱い)

第2条 本学が承継した職務発明等の権利は、本学の責任の下に、誠実に権利の成立と維持に必要な手続きを取るものとし、発明者は出願手続等において本学に協力しなければならない。

(発明等に対する照会)

第3条 社会連携・知的財産センター長（以下「センター長」という。）は、本学が承継した職務発明等の権利について当該発明者から照会を受けた場合は、その職務発明等の現在の状況について説明しなければならない。

2 発明者は、権利譲渡書を提出した当該職務発明等の取扱いについて疑義がある場合は、センター長に説明を求めることができる。

(仮手続き)

第4条 本学に届出のあった職務発明等は、知的財産評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）で評価し、その報告に基づき知的財産帰属決定会議（以下「決定会議」という。）で帰属を決定する。

2 職務発明等の迅速な出願等を行う必要がある場合は、当該職務発明等に関する権利の帰属を決定する前に、必要な保全手続きを取ることができる。

3 前項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継するものとして保全手続を行った後、職務発明等の権利を承継しないと決定した場合、保全手続に要した費用の負担を当該発明者に求めないものとする。

4 第2項の規定に基づき、本学が職務発明等の権利を承継しないものとして発明者自らが保全手続を行った後、本学が職務発明等の権利を承継すると決定をした場合は、本学が当該発明者が負担した費用を補償するものとする。

(発明等の活用)

第5条 センター長は、権利の譲渡を受けた職務発明等について、発明者の意向を尊重し、かつ発明者と協力して、その活用に努めるものとする。

2 前項の活用の形態は、技術移転による収益の獲得、共同研究・受託研究又は各種研究資金の助成等による外部資金の獲得などによるものとする。

(権利の返還)

第6条 本学が権利の譲渡を受けた職務発明等について、出願等権利保護のために必要な手続きを取らないとき、又は権利化後3年間にわたり発明等を活用できないときは、発明者と協議の上、返還することができるものとする。

(収益の配分)

第7条 知的財産権を活用して得られた収益のうち、その収益を得るまでに要した費用を除いた額を配分するものとする。

2 前項による額の50%を発明者に、残りを大学に配分するものとする。

3 発明者が退職又は死亡したときは、第1項による額の35%を限度に発明者又はその承継者に、残りを大学に配分する。

4 前三項の規定により大学に配分される額の半分を社会連携・知的財産センターに配分する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、職務発明等に係る発明者の権利及び義務、並びに発明者に対する知的財産権を活用した収益の配分に関する必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年6月23日から施行する。

附 則

この細則は、平成 17 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 当分の間、第 7 条第 1 項の費用には、出願権利化等（知的財産の出願又は権利化及びその権利の維持又は保全をいう。）のために大学が支出した額を含めないものとする。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

香川大学研究成果有体物管理規程

(目的)

第1条 この規程は、香川大学（以下「本学」という。）がその研究活動によって有することに至る成果有体物の取扱いについて、必要な事項を定めることにより、成果有体物の適正な管理を図り、もって研究活動及び社会連携活動を円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、職員等の研究の過程において創作又は取得された物のうち、学術的又は財産的に価値のある有形の物であって、試薬、試料、化学物質、実験動植物、菌株、試作品、試験装置又は実験器具をいう。

2 この規程において、成果有体物が生物試料である場合には、その増殖繁殖によって生じた子孫増殖物も成果有体物とみなして適用する。

3 この規程において、「職員等」とは、次の各号に定める者をいう。

(1) 本学職員就業規則第2条第1号に定める者

(2) 本学の学生、大学院生又はポストドクターであって、本学指導教員の指示に基づき本学職員の研究活動に参画する又は本学指導教員の監督に従う旨を署名した者

(3) 前二号に定める者以外の者で、本学の施設・設備・機器などを使用する者のうち、この規程に従う旨を約した者

4 この規程において、「部局等」とは、職員等が所属している事務局、各学部、各研究科、各機構、保健管理センター及び広報センターをいう。

(成果有体物の帰属)

第3条 成果有体物は、原則として本学に帰属する。

2 職員等が、本学以外の機関における本学の研究活動により又は本学以外の機関から本学の研究活動のために提供を受け入れることにより、主体的に創作又は取得した成果有体物の帰属については、別に約した場合を除き、その機関が定めるところに従わなければならない。

(成果有体物の管理と利用)

第4条 成果有体物を創作又は取得した職員等は、その成果有体物を適正に管理しなければならない。

2 成果有体物は、特段の定めがない限り、創作又は取得した時点から成果有体物として取り扱うものとし、この時点での登録を要しないものとする。ただし、成果有体物の学術研究上顕著な有効利用のために必要不可欠な情報を一般に公開公表する場合等に届け出ることを妨げない。

3 本学における研究を目的とした成果有体物の利用は、原則として自由とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する可能性がある場合には、利用させることができない。

(1) 法令又は本学規則等に反する場合

(2) 個人のプライバシー又は団体の機密に属する事項が保持されない場合

(3) その他利用者の管理が不適切である場合

- 4 職員等は、前条第2項の受入れに該当する場合にあっては、当該成果有体物の提供者の意思に従った利用をしなければならない。
- 5 部局等の長は、本条の規定する成果有体物の管理と利用が適正に行われるために必要に応じた指導、教育及び監督をしなければならない。

(成果有体物の提供)

第5条 職員等が第三者の研究のために成果有体物を提供する場合は、予め部局等の長へ届け出た後に行わなければならない。ただし、第三者が公法人又は公的研究機関である場合には、提供後の書面による報告をもって足りるものとする。

- 2 前項の成果有体物の提供は、当該成果有体物の創作又は取得に必要な原材料費及び輸送費等の直接的に発生する費用（以下「直接費用」という。）があるときは、その費用を第三者に負担させて提供することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該成果有体物を用いた第三者による研究成果の取扱い、守秘義務及び研究目的以外への使用禁止等提供にあたり必要な事項を取り決めた「研究材料提供契約」を当該第三者と締結する。ただし、部局等の長が、第三者からの誓約書又は研究者間の協議書等の書面に基づき、提供にあたって必要な事項についての合意があると認めた場合には、この限りではない。
- 4 本条は、職員等が退職又は異動にあたって、自らが創作又は取得した成果有体物の提供を本学に求める場合に準用する。

第6条 職員等が産業上の利用を目的とする第三者に成果有体物を提供する場合は、本学社会連携・知的財産センターに協議し、予めその旨の届出書に部局等の長の承認書を付して学長へ提出し、承諾を得なければならない。

- 2 前項の成果有体物の提供は、直接費用を上回る対価を得られる場合に実施することを原則とする。
- 3 本学は、前二項の規定により成果有体物の提供を行う場合には、当該第三者と「研究材料提供契約」又は「研究材料売買契約」を締結する。
- 4 本学が第2項に規定する対価を得られる場合には、当該対価の一部について別途定めるところにより、第1項の職員等への還元に充てることができるものとする。
- 5 前条の定めるところにより成果有体物の提供がなされたにもかかわらず、その提供がなされた後に生じた正当かつ合理的な事情により産業上の利用を目的として当該成果有体物を利用することになる第三者は、本条第1項の第三者とみなす。

(秘密の保持)

第7条 職員等は、成果有体物に関し、既に公表されたもの、公表することが認められたもの及び秘密を保持する旨の契約の下に特定の者に開示することが認められたものを除き、その秘密を保持しなければならない。

- 2 職員等は、職務上知ることのできた個人情報又は外部機関の研究成果等について、特段の取り決めによって正当な理由がない限り、他に漏洩又は提供してはならない。

3 前二項の規定は、職員等の退職又は異動後においても適用する。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月26日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に創作又は取得し、この規程施行の際引き続き職員等が保有している研究成果有体物は、この規程の施行日に創作又は取得したものとみなす。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

香川大学キャラクター



細い線で「K」をモチーフにした動物（人）を描いています。

「夢・個性」の発見に向けて、人一倍の「嗅覚（アンテナ）」を磨き生かし、知識、探究、思考、発想、実行を重ねながら、筋肉を身につけて魅力的な人となり社会に巣立つことをイメージしております。

誰でも描ける単純な線は、手軽にまねて描くことができます。

一人ひとり個性が違いうように「新しい表現・発想が生まれ、バリエーションが増える」ことを想定し、各学部やシーンごとの設定もできます。

INNOVATION

—地域のニーズを発掘し研究シーズとつなぎます—

平成20年4月 新しく誕生

平成20年4月1日、地域開発共同研究センターと知的財産活用本部が統合し、新しく「社会連携・知的財産センター」が設置されました。

今後とも社会連携・知的財産センターの活動に対しまして、教職員の皆様をはじめ地域社会・産業界の皆様方の一層のご協力・ご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。



4月2日の看板掲揚式にて
一井学長と土居社会連携・知的財産センター長

一井学長、角田機構長、堀江理事、
土居センター長ら関係者
(社会連携・知的財産センター前にて)



角田機構長の案内で改修後の新センター内を
視察する一井学長